

点検・評価報告書

【令和4(2022)年度】

日本赤十字九州国際看護大学

目 次

序 章 p. 1

本 章

第1章 理念・目的 p. 3

第2章 内部質保証 p. 7

第3章 教員研究組織 p. 12

第4章 教育課程・学習成果 p. 17

第5章 学生の受け入れ p. 28

第6章 教員研究等環境 p. 33

第7章 学生支援 p. 44

第8章 教育研究等環境 p. 52

第9章 社会連携・社会貢献 p. 64

第10章 大学運営・財務 p. 72

【1】大学運営 p. 72

【2】財務 p. 77

終 章 p. 79

序 章

日本赤十字九州国際看護大学（以下「本学」という。）は平成13年に開学し、令和4年度は22年目を迎え、中長期の目標をかかげ大学の未来の発展に向けた舵をきっている。学校法人赤十字学園の「2040年に向けたグランドデザイン（全体構想）」の検討が開始され、各大学の学長で構成する策定部会とそれを支える作業部会が立ち上がり、グランドデザイン案の作成が開始された。未来を見据えると、予測不可能な時代を生きる人材、つまり時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、論理的思考力、確かな実践力、価値の創造をもって社会を改善していく資質を有する人材の育成が求められている。したがって、赤十字学園のグランドデザインは、看護を通して、赤十字の人道を実現する人を育成するという理念を盤石にしつつ、赤十字の関連組織やシステムとともに創ってきた教育共同体を発展させ、更に社会との連携・協働を強め、人々の健康と幸福に貢献できる大学の在り方が検討されている。

令和4年度は、日本赤十字学園第三次中期計画の4年目にあたり、中期計画の結実に向けた改革案を推進するとともに、学校法人赤十字学園の「2040年に向けたグランドデザイン（全体構想）」の策定にむけた組織づくりなどを新たに含め遂行した。その実際については、各章に記し、評価・点検を行っている。特徴的な取り組みを次にあげる。第一に、持続可能な社会の未来を見据えた人材育成をめざした、教育研究活動の推進である。国内外の赤十字のネットワーク、地域とのつながりを原動力とできる大学の強みを生かし、自身のキャリアを生涯にわたって思考できる教育を先進的にすすめている。その一つとして、文科省の大学教育再生加速プログラム（AP事業）の実施により、「学士課程教育」と「看護現場での現任教育」のシームレスな接続を目指した教育を推進した。加えてこれまでの教育の強みと改善すべき点を踏まえ、持続可能な社会の未来を見据えた人材育成をめざしたカリキュラム改定を検討し、文部科学省に提出した。第二に、危機の時代の教育・研究のニューノーマルの原動力として、「日本赤十字九州国際看護大学デジタルトランスフォーメーション(DX)推進計画」を策定し、学生の教育評価のフィードバックを受けつつ、高度な教育・研究の発展、効率・効果的な大学運営をめざし、学内ネットワーク環境のインフラ整備及びシステムの導入等を推進した。実施方針として、適切な教育手法、情報セキュリティの強化、計画的なシステム構築と教育・研究の実践・評価の促進をあげて展開し、文部科学省の「ウィズコロナ時代の新たな医療に対応できる医療人材養成事業（令和3年度補正）」を獲得している。第三に、地域から世界に向け、社会に開かれた大学として、社会連携・貢献活動、国際活動の推進、多様なステークホルダーとの連携・協働を進めるために、「地域連携・教育センター」及び「国際看護実践研究センター」を中心に、継続教育並びに地域住民を対象とした生涯教育、学部学生・大学院生の国際経験の機会創出、教職員の海外研究・研修の支援、国際組織・機関（国際赤十字、JICA等）との連携・協力等による国際活動を推進した。宗像市との連携は、開学当初よりむなかた大学のまち協議会への参画から継続し、危機に時代を経て、大きく進展している。「みんなで考える減災対策」など社会の多様なニーズに対応した活動を展開、学生の参画を特徴としながら、多様な共同事業を展開した。社会連携・協働活動の更なる発展に向けて、日本赤十字福岡県支部内に本学サテライトの設置準備を進め、来年度4月以降に活動開始の予定となった。第四に、自校教育を推進した。赤十字の人道理念に基づ

く教育は、開学時から一貫して行っているが、危機の時代に直面し、人道理念に基づく教育をより一層強化し、自校教育を反映したカリキュラム改訂、学内外において人道を考え、広げる種々の活動へと広がっている。正課外では、赤十字の看護として大切にしている災害救護・国際活動・確かな看護実践力を競う OSCE（オスキー）にチャレンジする学長杯を企画し、同学年・異学年混成チームで楽しみながら看護実践力を培う機会により、学生はもちろん、教職員の自校教育にもつなげた。第五として、大学院における社会人学び直し教育の強化を図った。社会的なニーズを把握しつつ、カリキュラム改訂により高度実践看護師教育課程 CNS コース計4分野の開設強化、科目等履修制度の推進を図り、更に来年度よりの履修証明プログラム開設に向けての取り組みを進めた。

令和4年度における大きな取り組みとして、本学は、第三期大学設置基準協会の認証評価を受け、「適合」との評価を頂くことができた。ことに、教育課程の評価についてはS評価を頂くことができた。先に述べた大学の自主的な努力による自己点検評価に対する検証を頂いたことになる。引きつづき、建学の精神や特色等を踏まえ、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーに基づき、体系的で組織的な教育を行っていく必要があると考える。このような教育の質向上の取り組みには、学修者である学生による評価が不可欠である。本学では、教育の評価の観点や評価基準の決定を学生とともに行う「ループバック」をカリキュラムに導入しており、今後、学修者とともに、相互に評価する体制を強化し、学修者が能動的に自身の学びについて道標を創る取り組みをすすめたい。

大学設置基準協会による認証評価では、大学の理念や特色のもとに、教育や研究の他、社会連携・貢献活動、学生生活支援、財務状況や管理運営、組織運営の適正で効果的な取り組みがなされているかが問われる。今回、いくつかの課題を指摘されており、それらを改善する取り組みの一步を踏み出した。大学の自己評価をより能動的・効果的にすすめるために、来年度より質保証室を新たに設置することにした。自己点検・評価を次のステップにつなげるための検証等がすすめられる。大学の評価は、多様なステークホルダー（例えば、保護者や卒業生、連携大学、地域・コミュニティなど）との連携や協働のもとに、その相互性を活かした能動的な評価を積極的に進める必要がある。社会に開かれた大学として、多様なつながりの中で、本学の良さを見出していけるよう努力を続けていきたい。

令和5年6月

日本赤十字九州国際看護大 学長 小松浩子

第1章 理念・目的

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の理念・目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

「建学の精神である赤十字の理想とする人道的任務の達成を図るため、看護に関する学術をもって広く知識を授け、深く専門の学術を教授、研究するとともに、知性、道徳及び応用的能力を養い、もって国内外で活躍できる実践力をもった看護専門職の育成及び看護学の発展に寄与すること」を大学の理念・目的として掲げ、これに基づき学部・研究科の教育理念・目的を示している（根拠資料：大学学則・大学院学則）。

看護学部の教育理念・目的は大学の理念・目的と共通となっている。また、看護学部の教育目標として、「①赤十字の人道理念を実践できる看護人材を育成する、②常に世界に関心を持ち、看護実践を通して国際貢献できる能力を養う、③人格的成熟・自立をはかり、他者との関係性を発展させることができる能力を培う、④事実を的確に判断し、問題を抽出し、創造的に解決できる能力を育む、⑤看護の基礎を踏まえ、科学的・倫理的判断に基づくケアを提供できる能力を養う、⑥社会的責任を自覚し、生涯学習し続け、他の専門職と協働活動できる能力を養う」の6項目を定めている（根拠資料：大学学則）。

大学院では「建学の精神である赤十字の理想とする人道的任務の達成を図るため、看護に関する学術の中心として、広く看護の実践と教育・研究に関する理論と専門技術を教授研究し、深い学識及び卓越した感性と人間性を備えた高度な看護専門職の育成を図り、看護学の発展とともに世界の人々の健康と福祉の向上と豊かな生活の創造に寄与すること」を理念・目的として掲げている（根拠資料：大学院学則）。

看護学研究科修士課程の目的は「広い視野に立って深い学識を教授し、人間性を涵養するとともに、看護学における研究能力又は高度な専門性を必要とする看護職者としての高い能力を培うこと」、教育目標は「多様な健康ニーズを学際的に研究し、国内外の保健・医療・福祉に関連した社会的ニーズに対応する理論と技術を創出・実践する看護分野の専門家を育成すること」である（根拠資料：大学院学則）。

看護学研究科博士課程は「看護学研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる幅広く豊かな学識を養うこと」を目的とし、共同看護学専攻の教育理念として「赤十字の理念である『人道(humanity)』の実現を目指し、いかなる場合でも一人ひとりの尊厳を守り、人々が有する平和と健康に生きる権利について看護を通して実現すること。更に、高度な実践知を基盤として、自立した研究活動と研究指導ができる教育者、知的複眼思考・論理的思考に基づき発展的に看護を実践できる人材を育成できるような教育を行うこと」を掲げ、教育目標を「①研究者として、自立して研究活動を行うために必要な高度の研究能力を養う。② 知的な教養と柔軟性、先見性を兼ね備え、質の高い看護学の教育を行うための教育開発能力、教育能

力、課題解決能力を養う。③ 臨床看護実践や教育の場において、リーダーとして活動するための俯瞰力と指導・調整力を養う。④ 国内外の保健・医療・福祉の分野で広く活躍できる能力を養う」の4点としている(根拠資料:HP 博士課程__理念・目的と3つのポリシー)。

以上より、大学の理念に基づき、学部・研究科の理念・目的・教育目標を適切に設定しているといえる。

点検・評価項目②:大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1:学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示
評価の視点2:教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

看護学部・看護学研究科とも、理念・目的を大学学則・大学院学則に明記し、大学ホームページ、シラバス、学生便覧、大学案内に掲載して周知・公表している(根拠資料は文中の記載の通り)。入学時オリエンテーションやガイダンスでの学生への周知、教職員会議での教職員への周知も行っている。また、学生に対しては学園の6大学間の学生交流(第12回六大学交流会企画書:教務係保管)、学生奉仕団活動(根拠資料:サークル活動報告書)、ナイチンゲール紀章受章講演会(根拠資料:HP キャンパス日記)、福岡県日赤紺綬会総会参加(福岡県日赤紺綬会第62回総会開催にかかる職員の派遣について(報告):学生支援係保管)等の活動を通じて、理念・目的の浸透を図っている。しかし、上記のような活動と理念・目的を結びつけて認識できている学生が全体の約半数にとどまっていたため、一層の周知を目指し2019(令和元)年に作成した「自校教育の充実強化策について」に基づき2020年度に設定した「赤十字関連活動を含む正課外活動ポイント制」を学生に周知している(根拠資料:赤十字関連活動を含む正課外活動ポイント制)。学生の課外活動と学位授与方針との関連を示し、大学の理念・目的を浸透させるとともに、ポイントを学生の就職支援等につなげる取り組みを継続していることは、評価できる。

以上のことから、理念・目的を学則又はこれに準じる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているといえる。

点検・評価項目③:大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸政策を設定しているか。

評価の視点1:将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

2019(令和元)年度からの5か年計画として、「1. 質の高い教育実践」「2. 情報通信技術(ICT)を活用した教育実践」「3. 学園大学間の連携を活かした大学運営」「4. 地域社会との連携、社会貢献」「5. 健全な経営基盤に立つ成長する大学」の5項目を目標に掲げた学校法人日本赤十字学園第三次中期計画を策定し、その実現のため、大学にて各事業計画項目に5か年の年度ごとのアクションプランを設定している(根拠資料:学園第三次中期計画R1_R5)。アクションプランでは、第三次中期計画内の各目標のもとに必要な応じて、医療機能の分化や地域包括ケアの進展、国内外における異文化看護の需要の高まり等を踏

まえた新カリキュラムの実行、情報通信技術（ICT）を活用した教育実践などの目標を置き、学部と研究科それぞれの統括・担当部署と達成目標、年度ごとの詳細な計画を記載している。学園から示される基本方針、第三次中期計画、大学のアクションプラン等に基づき、年度の事業計画及び収支予算並びに重点事業を策定している。

学部・研究科における目的を実現するため、社会の動向や要請に応じて、学部・大学院の各教育課程の点検・評価を行い、カリキュラム改正や新しい教育コースの新設に取り組んでいる。学部では、「大学再生大学教育再生加速プログラム（AP）」（平成 28 年度～令和元年度）以降も本学の教育の目標の実現に向けた卒業時における質保証に取り組むとともに継続的に発展させている。大学院については、CNS コース（在宅看護及びクリティカルケア看護）に加え、老年看護と精神看護を新設し、高度実践看護師の育成に取り組み始めた。

学園大学間の連携においては、2018 年中教審答申「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン」を受け、令和 4 年に「学校法人赤十字学園の 2040 年に向けたグランドデザイン（全体構想）」を策定することを第三期中期計画に盛り込んだ。各大学の学長で構成する策定部会とそれを支える作業部会を立ち上げ、グランドデザイン案の作成を開始した（根拠資料：学校法人日本赤十字学園グランドデザイン策定等検討委員会議（第 1 回）議案書）。

令和 4 年度の事業計画に大学サテライトでの地域連携活動、自校教育の強化事業を設定した。大学サテライトは福岡県支部に場所の借用に関する交渉を行い、現在の図書室を借用できるようになった。また、図書室の前には本学のサテライトであることがわかるように看板を掲げるに至った。次年度は実現可能な企画を検討し、順次実施していく予定である。大学における地域連携活動では、一般住民や小学生、看護師等を対象とした 11 回の公開講座や小学生や保護者を対象とした課外授業やむなかた子ども大学、出張講座、園児の親子を対象とした子育てサロン、防災訓練など 22 の企画を実施した（根拠資料：令和 5 年度第 2 回教授会資料 No20）。また、自校教育として地域連携・教育センターが赤十字の人道の理念（大学の理念）の啓発活動として、ゲート棟 1 階に赤十字コーナーを設置し、学内外に公開している（根拠資料：第 6 回経営会議資料 No10）。あわせてニューノーマルへの対応を見据え「日本赤十字九州国際看護大学デジタルトランスフォーメーション（DX）推進計画」を策定した。更に、経営会議の下「ICT 推進会議」を新設し、教育・学習環境の充実及び業務改善のための推進事業に取り組んでいる。令和 4 年度は中間評価を実施し、アクションプランは順調に進められていることを確認し（根拠資料：第 12 回経営会議議事録）、令和 5 年度の事業計画及び重点事業について立案した（根拠資料：第 14 回経営会議議事録）。

（2）長所・特色

本学は、「人間のいのちと健康、尊厳を守る」という赤十字の普遍的な使命である人道的任務の達成を建学の精神とし、国内外で活躍できる看護人材の養成、及び人道の実現のための社会貢献・地域連携に取り組んでいる。赤十字や看護及び教育、社会貢献に関する活動を通して大学の理念・目的を広く学内外に示している。令和 4 年度は、学園大学間の連携において「学校法人赤十字学園の 2040 年に向けたグランドデザイン（全体構想）」を策定するため、各大学の学長で構成する策定部会とそれを支える作業部会を立ち上げ、グランドデザイン案の作成を開始した。

大学の理念・目標の実現のため、学園の第三次中期計画に基づき策定された中期（5 か年）計画を基に、毎年度の事業計画及びアクションプランを策定している。令和 4 年度は中間評

価を実施し、アクションプランは順調に進められていることを確認したうえで、令和5年度の事業計画及び重点事業を立案している。

(3) 問題点

なし

(4) 全体のまとめ

大学の理念・目的を実現するため、学園の第三次中期計画に基づき策定する本学の中期（5か年）計画を基に、年度ごとに事業計画及びアクションプランを策定している。大学は、理念・目的を学則等に定め、シラバス及び学生便覧、大学案内に掲載し、ホームページに継続的に掲載し、公表している。令和2年度及び3年度のCOVID-19禍での本学の理念・目標、教育目標の達成が課題となり、それを受けて、危機の時代の持続可能な社会の未来を見据えた事業計画及びアクションプランの策定につなげている。「日本赤十字九州国際看護大学デジタルトランスフォーメーション(DX)推進計画」を策定し、DX推進を本学の教育・研究・社会活動基盤をなす重要事項と位置づけ、経営会議のもとICT推進会議を新設した。同時に、各組織や委員会が柔軟に、COVID-19禍での本学の理念・目標の実現及び教育目標の達成にむけた方策を講じた。令和4年度に第3次中期計画の中間評価を実施し、アクションプランは順調に進められていることを確認した。学部・研究科における目的を実現するため、社会の動向や要請に応じて、学部・大学院の各教育課程の点検・評価を行い、カリキュラム改正や新しい教育コースの新設に取り組んだ。学部では、「大学教育再生加速プログラム(AP)」以降も本学の教育の目標の実現に向けた卒業時における質保証に取り組むとともに継続的に発展させている。大学院については、CNSコース（在宅看護及びクリティカルケア看護）に加え、老年看護と精神看護を新設し、高度実践看護師の育成に取り組み始めた。学園大学間の連携においては、「学校法人赤十字学園の2040年に向けたグランドデザイン（全体構想）を策定するために、各大学の学長で構成する策定部会と作業部会を立ち上げ、グランドデザイン案の作成を開始した（根拠資料：学校法人日本赤十字学園グランドデザイン策定等検討委員会議（第1回）議案書）。

令和4年度の事業計画に大学サテライトでの地域連携活動、自校教育の強化事業を設定し、福岡県支部の図書室で運用するための企画を開始した。大学における地域連携活動では、地域住民や看護師等を対象とした公開講座や出張講座、防災訓練などに取り組むとともに自校教育を実施し、学内外に公開している

以上より、大学基準に照らして良好な状態であり、理念・目的を実現する取り組みについては適切であるといえる。

第2章 内部質保証

(1) 現状説明

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCA サイクルの運用プロセスなど）

本学の内部質保証に関する基本方針は、以下の2点である。(1) 本学の理念・目的の実現に向けて、自らの教育研究その他諸活動について自己点検・評価を行い、大学としての一定水準の維持・向上を図り、社会に対し説明するための仕組みを恒常的に機能させることによって内部質保証を行う、(2) 「三つの方針（3ポリシー）の策定に関する基本方針」をはじめとする各種方針の実現並びに学部・研究科の三つの方針を起点とするPDCAサイクルの構築に向け策定した行動計画を、段階的・重層的に点検・評価、改善することにより、継続性・組織性・透明性・客観性に基づく内部質保証を推進する、と定め、教職員には、教職員会議及び教職員ハンドブックにて明示するとともに本学ホームページで公表している。

また、「内部質保証に関する方針」を定め、本方針に基づき制定した内部質保証規程に則った運用を進めている。また本方針においては、内部質保証の責任体制と手順を下記のように(1)～(6)と定め、教職員に明示している。なお、詳細な手順は、点検・評価項目②において説明する。

(1) 本学は、学長、学部長、研究科長、図書館長、学務部長等を構成員とする「経営会議」を、内部質保証推進組織と位置づけ、当会議において、本学の理念・目的の実現に向けた各種方針、事業・財政計画、自己点検・評価を基盤とした他諸活動の改善方針等を決定し、学内外に明示する。これら方針等の決定にあたっては、学長は、教授会、研究科委員会に意見を求める。

(2) 内部質保証の基盤として行う自己点検・評価は、「自己点検・評価委員会」が統括し、当委員会において、学部・研究科並びに委員会等の各組織が行う諸活動（教育・研究活動、組織運営等）に関する自己点検の結果を評価し、全学的又は教育課程・部門横断的課題を抽出する。自己点検・評価結果は、当委員会が、毎年、自己点検・評価報告書として取りまとめ、学長に報告する。

(3) 経営会議が行う内部質保証推進を支援するため、経営会議に設置された「質保証・IR室」が、自己点検・評価報告書に基づく自己点検・評価結果の検証、学部・研究科並びに各組織における質保証の支援、質保証に係る情報の集約・分析・発信の他、学部・研究科並びに各組織の諸活動に対し、学長が改善指示を行うにあたっての根拠情報を提供する。

(4) 内部質保証を担保するため、有識者等による外部評価並びに認証評価機関による機関別認証評価及び専門分野別認証評価を受審する。

(5) 内部質保証の推進について、広く社会に証明・説明するため、教育情報並びに自己点

検・評価結果、外部評価結果、認証評価結果を、多様な媒体を用いて積極的に公表する。

(6) 内部質保証推進の一環として行うファカルティ・ディベロップメント（以下、「FD」という。）並びにスタッフ・ディベロップメント（以下、「SD」という。）を通じて、教職員の資質・能力の向上を図る。FDは、教員の専門性、授業運営、カリキュラムの質の向上を目指す。SDは、これらの組織的基盤となる「大学人」として質の向上を目指す。

更に、教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針として、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）の「三つの方針（3ポリシー）の策定に関する基本方針」を定め、教学マネジメント体制図で明示した手順で、PDCA サイクルを運用している。

内部質保証に関する方針及び関連規程等に示す内容や、三つの方針（3ポリシー）の策定に関する基本方針及び大学の取組みの連関については、4つの概念図（概念図1：内部質保証体制図、概念図2：経営システム及び教学マネジメント概念図、概念図3：教学マネジメント体制図、概念図4：教学マネジメントに係る学内組織体制図）として整理し、内部質保証の方針等と併せて、教職員ハンドブックに明示している。また、教職員会議で学長が講話する際に方針に触れつつ話題提供し、FD/SD研修を開催して教職員の理解に努めている。

内部質保証の基盤となる自己点検・評価を全学的な取組みとして確実に実行していくため、具体的な作業手順やスケジュール、積極的に公表すべき情報等について明示した「自己点検・評価実施要領」を学内で共有し、経営会議及び各種委員会等において、要領に従って、自己点検・評価を進めている。また、内部質保証として必要となる自己点検・評価の意義・目的を再確認するために、自己点検・評価の基本方針として、当該実施要領に以下を明示している。

(1) 自己点検・評価は、内部質保証に関する方針及び内部質保証規程に基づいて毎年行うこと。

(2) 自己点検・評価は、日本赤十字学園中期計画に基づく本学中期計画及び年度計画の達成度と取組みの適切性・有効性を【内部基準】として、大学設置基準等の法令要件や認証評価等で設定された評価基準に対する適合性を【外部基準】として点検・評価する。加えて、法令要件に定める最低限の情報のほか、教学マネジメントに係る情報についても積極的に公表を進めること。

(3) 教育研究に関しては、その特性に配慮し事業の外形的・客観的な進捗状況の評価を行うこと。

(4) 広範囲かつ多種多様な活動に対する総点検という目的を達成するため、諸活動に関わる全ての教員及び職員による、いわゆる教職協働で実施すること。

点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備

評価の視点2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成

内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制は、内部質保証の方針、規程、実施要綱に明記している。即ち、本学では、学長が議長を務める経営会議を内部質保証推進組織と位置付けており、学園全体の方針として決定される理事会での議決や中期計画に示される事項を、

経営会議において本学の方針として具現化することとしている。実際の取組みは、経営会議の方針の下、各委員会等の学内組織が取り進めることとなるが、全学的取組みに関する有効性の検証については自己点検・評価委員会が行い、検証結果を質保証・IR室に報告する。質保証・IR室は自己点検・評価の結果を受け、活動結果と本学全体の課題をとりまとめ、経営会議に報告する。経営会議ではその報告を受け、大学全体の方針に照らし各組織に改善等を指示する。この一連の活動によってPDCAサイクルを循環させている。

学部及び研究科の教育に係る企画・設計、運用、検証及び改善・向上に係る組織は、教授会及び研究科委員会が担っており、実質的に必要となる企画・調整等は、各教育課程の領域代表者会議において行っている。学部の教育については、教授会及び学部領域代表者会議でPDCAを担うが、議長は学部長が務めており経営会議構成員であるため、大学の方針は速やかに教育活動に反映される。また、研究科の教育についても、研究科長が経営会議構成員であるため同様である。

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定
評価の視点2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み
評価の視点3：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施
評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施
評価の視点5：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応
評価の視点6：点検・評価における客観性、妥当性の確保

評価の視点1

学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方として、令和元年度より「三つの方針の策定に関する基本方針」を定めている。

評価の視点2、評価の視点3、評価の視点4

本学の「内部質保証に関する方針」に基づき制定した内部質保証規程に則った運用を進め、教育のPDCAサイクルを機能させるとともに、教育活動の有効性・適切性に関する検証を行った。具体的には、年度初めに、日本赤十字学園の中期計画に基づく本学の5か年計画を踏まえ、実施責任者がアクションプランを立案し、自己点検・評価委員会にて確認した。続いて、中間と最終の年2回、実施者が実施状況を自己点検・評価するとともに、その結果を自己点検・評価委員が評価者となって評価し、自己点検・評価委員会にて確認した。研究科の博士課程については、本学の内部質保証システムとは別に、構成大学の教員らで組織される「大学院看護学研究科共同看護学専攻 自己点検・評価委員会」で毎年2回、中間及び最終評価を行った。委員は、各大学の自己点検・評価の状況を踏まえ、博士課程の教育を中心に

点検・評価しており、その結果については、本学の点検・評価において研究科で共有された。

教育の質保証のための客観的指標は、学部及び研究科のアセスメント・ポリシーに明示しており、研究科では研究科教務委員会が教育評価を中心に行った。学部においては、アセスメント・ポリシーに示す指標を取り扱う委員会が複数となるため、アセスメント・チェックリストを作成し担当委員会が点検した。学部、研究科ともに点検した結果、改善点を明確化し、次年度以降に取り組むこととした。

評価の視点5

今年度、第三期認証評価を受審し、「適合」との評価を得た。大学基準協会からの指摘事項について、質保証・IR室を中心に改善計画書をまとめ、令和5年度より取り組むこととした。

評価の視点6

点検・評価における客観性、妥当性の確保として、学外の実務者や有識者から成る大学運営審議会を外部評価機関と位置づけ、今年度も本学の取組みについて報告し意見・提言等いただいた。委員からあげられた提言等については、質保証・IR室が中心となって対応案を検討し、経営会議にて審議し決定した。更に、教育上の外部評価の一環として、九州・沖縄地区の赤十字病院看護部長との意見交換会や実習施設及び学生の就職先施設の看護部長・教育担当者との意見交換会を行った。大学運営のみならず学修成果をはじめとする教育上の取組みについても、複数かつ立場の異なる第三者から意見を聴取する機会を設け、客観的な適切性、妥当性の担保に努めている。加えて、法人本部による監査のほか、外部監査として監査法人による期中監査・期末監査を受けている。

以上のように、点検・評価における客観性、妥当性の確保をした。

点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点2：公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点3：公表する情報の適切な更新

今年度も、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を大学ホームページにて公開した。また、公表する情報の正確性、信頼性については、質保証・IR室が確認し、随時、更新した。

点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性

評価の視点2：適切な根拠（根拠資料、情報）に基づく内部質保証システムの点検・評価

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

今年度は、第三期認証評価を受審し、本学の内部質保証システムの課題を指摘された。具体的には、「内部質保証推進組織として『経営会議』を位置づけ、『内部質保証規程』において自己点検・評価の結果に基づく改善方針を同会議での審議を経て、学長が各組織へ

指示するとしているものの、実態としては学長及び『経営会議』は各組織からの報告を受けるにとどまっております、内部質保証システムが規程どおりに機能していない部分が見受けられる。また、内部質保証の推進に責任を負う組織としている『経営会議』『自己点検・評価委員会』『質保証・IR室』の役割も明確でないため、内部質保証体制の見直しを図るとともに、規程に則して運用し、機能させることが求められる」であった。

これに対し、質保証・IR室が、改善計画書を作成し実施した。具体的には、2022年度に、「内部質保証規程」の確認及び「自己点検・評価実施要領」の見直しを行い、各組織の独立性や役割の明確化も検討し、2023年度に向けて、(1)「自己点検・評価実施要領」を質保証に関わる内容を包括した「内部質保証推進要領」として改編、(2)「経営会議規程」「自己点検・評価委員会規程」「質保証室規程」における構成員や審議事項の改訂、(3)IR室の独立化、といった改革に向けた準備を行った。2023年度は、改訂した内容を実施し、必要があれば見直しを行っていくこととし、特に、自己点検・評価活動における自己点検・評価委員会の活動評価と質保証室における検証といった適切な連携が実施できているかに重点を置き、適宜、経営会議へ進捗報告を行っていくこととした。

(2) 長所・特色

今年度も、内部質保証に関する方針及び自己点検・評価実施要領に基づき、自己点検・評価を行った。また、第三期認証評価を受審した結果、「適合」との評価であった。

(3) 問題点

今年度、第三期認証評価を受審した結果、内部質保証システムの課題が明確化され、質保証・IR室が改善計画書を作成した。一部については、令和4年度より改善に取り組んだ。実質的には、令和5年度より取り組む。

(4) 全体のまとめ

今年度も、内部質保証に関する方針及び自己点検・評価実施要領に基づき、自己点検・評価を行った。また、第三期認証評価を受審した結果、「適合」との評価であった。その際、大学基準協会より、内部質保証システムの課題を指摘されたため、質保証・IR室が改善計画書を作成した。一部については、令和5年度より改善に取り組んだ。実質的には、令和5年度より取り組む。

第3章 教員研究組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性
評価の視点2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性
評価の視点3：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

大学の理念・目的は、建学の精神である赤十字の理想とする人道的任務の達成を図るため、国内外で活躍できる実践力をもった看護専門職の育成及び看護学の発展に寄与することであり、その達成のために、教育課程として学部、研究科（修士課程、博士課程）をおき、赤十字の理想とする人道的任務の達成を実現するため、図書館、国際看護実践研究センター、地域連携・教育センターを設置している。それらを効果的に機能させるために、各種会議・委員会が役割を担っている（根拠資料：組織分掌規程、R4年度_委員会構成一覧、図書館規程、国際看護実践研究センター規程、地域連携・教育センター規程、日本赤十字九州国際看護大学ホームページ(図書館)【ウェブ】、日本赤十字九州国際看護大学ホームページ(国際)【ウェブ】、日本赤十字九州国際看護大学ホームページ(地域連携部門)【ウェブ】)。

個々の教育課程の理念・目的を達成するために、学部教育は教授会、大学院教育は研究科委員会の議を経て、経営会議で審議し学長が決定する（根拠資料：経営会議規程、教授会規程、研究委員会規程）。教育研究組織の設置、改組、廃止等に関する重要事項は、学園の理事会、評議員会で審議される。

以下、本学において特徴的な3つの組織について詳述する。研究科の課程である「共同看護学専攻博士課程」は、赤十字の理念のもと、学校法人日本赤十字学園が運営する日本赤十字北海道看護大学、日本赤十字秋田看護大学、日本赤十字豊田看護大学、日本赤十字広島看護大学及び本学の5大学が、共同で教育理念を掲げ開設した。5大学が共同し教育の内部質保証・向上を図りながら、高度な実践知を基盤として、自立した研究活動と研究指導ができる研究者、質の高い看護学の教育ができる教育者、知的複眼思考・論理的思考に基づき発展的に看護を實踐できる人材を養成している。教育は、開設当初は専用回線で結ばれた遠隔教育システムを用いていたが、専用回線の契約期間の終了に伴い令和4年度からWeb会議サービス（Zoom）に変更した。5大学の様々な経験をもつ多くの教員の多様な考えや発想に触れる機会を設け、学生個々のニーズや能力等に応じた専門領域の垣根を越えたオーダーメイドの教育・研究指導を行なっている。学生は、指導教員の在籍する大学に学籍を置くが、5大学の施設を利用することができる。学位は、5大学の連名により授与されることとなる。共同看護学専攻博士課程の教育については、5大学から構成される連絡協議会において、審議される。決定事項について、本学の研究科委員会で報告後、具体的な実施事項を検討している。また、本学の決定事項及び実施状況については、共同看護学専攻連絡協議会で審議また報告されている（根拠資料：共同看護学専攻連絡協議会規程）。

平成 25 年度に設置した「国際看護実践研究センター」は、国際活動に関する一定の評価を更に高め、確実かつ強固なものにしていくために、国際活動のあり方やその推進方策等を専門的に研究・提言し、本学がグローバル時代に対応する看護・保健・福祉の教育拠点となるよう、実践研究の中核を担う」ことを目的としている。活動内容として、国際社会に貢献できる人材を育成するための学生・大学院生（研究生等を含む）の国際（看護）経験の機会創出とその強化、教職員の海外研究・研修の支援、国際組織・機関（国際赤十字、JICA 等）との連携・協力、国際フォーラム、セミナー、シンポジウム、ランチョン・ミーティング、講演会等の開催・支援、出版事業の企画推進、赤十字教育・国際看護及び災害看護に関する教育・研究の推進・拡充に関する事業を運営しており、大学の理念・目的である国内外で活躍する看護人材育成及び本学が重視する社会連携・社会貢献をグローバルに推進する役割を担っている（根拠資料：国際看護実践研究センターR4 活動報告）。

令和 2 年度に設置した「地域連携・教育センター」には、地域社会との連携、自治体や産業界との連携に関する事項を運営する「地域連携部門」と、赤十字関連施設や他の医療施設に勤務する看護職者の継続教育等に関する事項を運営する「教育研究部門」の 2 部門を設け運営してきた。しかし、令和 3 年度、経営会議による教育研究組織 についての点検・評価において、地域連携・教育センター内で 2 つの部門の区別によって連携し運営することが難しく、「教育・研究の成果を広く社会に還元する」という同センターの目的を達成するため、部門を分けず総括的に運営していくことが適切であると判断し、地域連携・教育センター規程を見直し、改正した（根拠資料：地域連携・教育センター規程）。令和 4 年度は左記に基づいた運営に移行し、より効果的・効率的な運営が実施できている（根拠資料：地域連携・教育センターR4 活動報告）。

上記について、毎年度の自己点検・評価委員会による点検・評価を行い、大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性を確認し、適切であると評価している。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（根拠資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究組織の適切性については経営会議において点検・評価し、年 2 回の自己点検・評価委員会において検証している（根拠資料：R4 年度_自己点検・評価シート）。

検証の結果、教育研究組織の適切性に関する課題が明らかとなり、改善に取り組んだ。改善又は新設した主な組織は、①認定看護師教育課程（救急看護）、②研究科、③経営会議並びに質保証・IR 室、④新型コロナウイルス感染症対策本部、⑤ICT 教育検討ワーキンググループ／ICT 推進会議、⑥地域連携・教育センターである。

以下、詳述する。

① 認定看護師教育課程（救急看護）

本学は平成 22 年に、より水準の高い看護実践ができる人材を育成するための認定看護師教育課程（救急看護）を、看護継続教育センター（現在は地域連携・教育センターに改

組) が所管する課程として開設した。近年の医療の高度化に伴う高度実践看護師育成へのニーズの高まりを受け、平成 29 年度には研究科修士課程に 2 つの高度実践看護師教育課程 CNS コース(在宅看護、クリティカルケア)を開設し、それに伴い看護継続教育センターが所管する認定看護師教育課程(救急看護)を閉講した(根拠資料:認定看護師教育課程(救急看護コース)の閉講について)。

② 研究科

看護学発展への貢献という本学の理念・目的の達成に向けて、平成 28 年度に大学院看護学研究科共同看護学専攻博士課程を開設した。令和 4 年度には、社会や時代が要請する看護人材の育成のために、修士課程に 2 つの CNS コース(老年看護、精神看護)を新設した(根拠資料:CNS 課程認定通知書_老年看護・精神看護)。

③ 経営会議並びに質保証・IR 室

令和 2 年度から、経営会議において「本学の経営・教学に関する重要な事項」を審議することとして同会議規程を改正し、教学マネジメントを含め内部質保証の推進に責任を負う組織と位置づけた。また、日本赤十字学園及び本学の第三次中期計画においては、IR 機能を含めた教学マネジメントの確立・強化を挙げている。これを受けて、経営会議の推進力を促進させるため、経営会議直下の「企画情報室」について、大学の質保証と各種データを基にした改善施策の立案、実施、検証といった側面を強化するために、発展的に「質保証・IR 室」に変更した。

④ 新型コロナウイルス感染症対策本部

令和 2 年をはじめから急速に拡大した COVID-19 に対し、大学が対応すべき様々な課題を検討するため、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置した。これには、学長、経営会議構成員に加え各課程の教務委員長、学生支援委員長、実習委員長等、大学の運営及び教学に関わるメンバーを構成員として、COVID-19 に関する情報を集約するとともに、COVID-19 に関連して緊急に対応を求められる案件について審議している(根拠資料:新型コロナウイルス対策本部設置要綱)。

⑤ ICT 教育検討ワーキンググループ/ICT 推進会議

令和 2 年には、COVID-19 への対応のため遠隔授業等を活用した教育を実現するために、全学的な環境整備等を進めつつ個々の教職員が、ICT に関する知識と技術を身につける必要性に迫られた。そのため、新型コロナウイルス感染症対策本部内に「ICT 教育検討ワーキンググループ」を設置し、本ワーキンググループが指揮をとった。令和 3 年度からは、経営会議直下の組織として「ICT 推進会議」を改めて設け「日本赤十字九州国際看護大学デジタルトランスフォーメーション(DX)推進計画」に基づき、継続的・発展的に取組みを進めている(根拠資料:ICT 推進会議要綱)。

⑥ 地域連携・教育センター

大学と地域との連携については、令和 2 年度以前は、平成 22 年に設置した「看護継続教育センター」と平成 26 年に設置した「地域連携室」が、主な役割を担ってきた。近年、地域連携先からの大学に対する研修や継続教育及び研究協力へのニーズの高まりを受け、教育・研究の成果を地域・自治体・産業界と連携し広く社会に還元していくために、令和 2 年度に「看護継続教育センター」と「地域連携室」を統合する形で新たに「地域連携・教育センター」を開設し、同センター内に、「地域連携部門」と「教育研修部門」を

設けた。しかし、点検・評価項目①において記述した通り、令和3年度の経営会議による教育研究組織についての点検・評価において、部門を分けず総括的に運営していくことが適切であると判断し、地域連携・教育センター規程を見直し、令和4年度より左記に基づいた運営に移行し、より一層社会の要請に応じた質の高い取組みが行える編成とした。

(根拠資料：地域連携・教育センター規程、根拠資料：地域連携・教育センターR4活動報告)。

以上、教育研究組織の適切性については、毎年、点検・評価を実施し、その結果に基づき、社会の動向や要請に応じつつ本学の理念・目的を達成するための教育研究組織の改正を繰り返し行ってきた。

外部評価としては、令和4年9月には外部委員6名からなる運営審議会において学外からの評価を受け、今後の大学の方向性について意見交換を行った(根拠資料：令和4年度運営審議会議事録)。また、同年度に大学基準協会による第三期大学認証評価審査を受審し、大学の理念・目的に照らし、教育研究組織の設置状況は適切であるとの評価であった(根拠資料：令和4年度大学認証評価結果)。

しかし、上記の第三期大学評価(認証評価)の概評において、「教員数が限られているため、各会議における構成員の重複が生じている」ことが指摘されており、第2章では「内部質保証の推進に責任を負う組織としている『経営会議』『自己点検・評価委員会』『質保証・IR室』の役割が明確でなく、内部質保証体制の見直しを図ること」が改善事項とされた。そのため、令和4年度中に経営会議において内部質保証に係る組織編成を見直し、改組を決定した。すなわち、「質保証室・IR室」を「質保証室」と「IR室」に分離し、それらの役割を明確にしたうえで令和5年度から施行することとした(根拠資料：質保証室規程、IR室規程)。同時に、「自己点検・評価委員会」を含め、各組織の構成員を検討し、各組織が独立して適切に機能するように体制を整備した(根拠資料：2023年度日本赤十字九州国際看護大学委員会構成)。

(2) 長所・特色

学部、研究科(修士課程、博士課程)を設置し、本学の理念である「赤十字の理想とする人道的任務を遂行できる看護人材の育成と看護学の発展に寄与する」を実現するための研究教育体制を整備している。看護の単科大学として、学部から博士課程までの教育課程を設置していること、またCNSコースや助産コースを擁した教育課程により高度実践看護師を養成していることは、より高度で多様な看護職者の養成という観点から看護学の発展に寄与できていると考える。

・社会からの要請に応えるために、平成22年に認定看護師教育課程(救急看護)を設置し、8年間にわたって多くの水準の高い看護実践者を現場に送り出した。その後、平成29年度に高度実践看護師教育課程CNSコース(在宅看護、クリティカルケア)を開設し、より高度な人材育成に注力するため認定看護教育課程を閉講した。また、看護学発展への貢献という本学の理念・目的の達成に向けて、平成28年度に大学院看護学研究科共同看護学専攻博士課程を設置した。令和4年度には2つのCNSコース(老年看護、精神看護)を新設

した。

・令和2年からは「新型コロナウイルス対策本部」を設置するとともに、コロナ禍における本学の理念・目標の実現について検討し、令和3年度に「日本赤十字九州国際看護大学デジタルトランスフォーメーション(DX)推進計画」を策定し、DX推進を本学の教育・研究・社会活動基盤をなす重要事項と位置づけ、経営会議のもと「ICT推進会議」を新設した。このように、毎年、教育研究組織の適切性について検証し、その結果をふまえ、組織の改編を実施してきた。

(3) 問題点

令和4年度に大学基準協会による第三期大学認証評価審査を受審し、大学の理念・目的に照らし、教育研究組織の設置状況は適切であるとの評価であったが、概評において、「教員数が限られているため、各会議における構成員の重複が生じている」ことが指摘されており、第2章では「内部質保証の推進に責任を負う組織としている『経営会議』『自己点検・評価委員会』『質保証・IR室』の役割が明確でなく、内部質保証体制の見直しを図ること」が改善事項とされた。そのため、令和4年度中に体制を見直し整備した。次年度はその体制のもと適切に運用していくこと、及びその検証が課題である。

(4) 全体のまとめ

本学は、学部、研究科（修士課程、博士課程）を擁し、本学の理念である「赤十字の理想とする人道的任務を遂行できる看護人材の育成と看護学の発展に寄与する」ための教育研究組織体制を整備している。また、現任者や卒業生等も含め広く看護人材を育成するとともに、本学の建学の精神である赤十字の人道的任務の遂行を実現するために、国際看護実践研究センター、地域連携・教育センター、及び各種会議・委員会を設置している。教育研究組織の適切性については、年2回の自己点検・評価委員会において検証している。その結果をふまえ、状況や実績に応じた組織の改編や整備に取り組んでいる。具体的には、①認定看護師教育課程（救急看護）の廃止、②研究科に共同看護学専攻博士課程の設置並びに2つのCNSコース（老年看護、精神看護）の新設、③経営会議の機能強化並びに質保証・IR室の設置、④新型コロナウイルス感染症対策本部の設置、⑤ICT推進会議の設置、⑥地域連携・教育センターの設置を行った。

令和4年度の大学基準協会の機関別認証評価における内部質保証体制への指摘を受け、教育研究組織を支える各委員会等の体制を見直し整備した。次年度はその体制のもと適切に運用していくこと、及びその検証が課題である。

第4章 教育課程・学修成果

(1) 現状説明

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表

学部、研究科ともに、理念・目的並びに教育目標に基づき、ディプロマ・ポリシー(DP)を定めている。特に、看護職者の礎となる力といえる「人間の尊厳と権利を擁護する力を育む」ということを、各課程に共通して第一義的に設定している。また、DPは、令和元年度に定めた「三つの方針の策定に関する基本方針」(以下、「3Pの基本方針」という)に則っており、カリキュラム・ポリシー(CP)、アドミッション・ポリシー(AP)との一貫性を保っている。DPを、学生便覧/履修の手引き、大学案内、ホームページ等に掲載し学内外に公表している(根拠資料：日本赤十字九州国際看護大学ホームページ 学部_理念・目的と三つの方針_DP)。

研究科修士課程では、教育・研究者コース、CNSコース、助産コースの各コースにDPを定めている。それぞれのDP到達度を測定するために、修了時の能力評価指標を設定している(根拠資料：日本赤十字九州国際看護大学ホームページ(修士課程_理念・目的と三つの方針_DP))。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

本学の理念・目的は、「建学の精神である赤十字の理想とする人道的任務の達成を図るため」、「国内外で活躍できる実践力をもった看護専門職の育成及び看護学の発展に寄与すること」であり、各課程のCPは、これに基づいている。CPには、教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、及び、授業形態を備えており、学生便覧/履修の手引き、HP、大学案内等に掲載し、学内外に公表している(根拠資料：日本赤十字九州国際看護大学ホームページ 学部_理念・目的と三つの方針、修士_理念・目的と三つの方針、博士_理念・目的と三つの方針)。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ（必修、選択等）
- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定
 - ＜学士課程＞初年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等
 - ＜修士課程、博士課程＞コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせさせた教育への配慮等
 - ＜専門職学位課程＞理論教育と実務教育の適切な配置等

評価の視点2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

【学部】

○教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性及び教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮、単位制度の趣旨に沿った単位の設定、授業科目の位置づけ（必修、選択等）

学部では、令和元年度に実施した平成28年度カリキュラム総括評価において、CPと教育課程の整合性を確認し順次性及び体系性への配慮をしている（根拠資料：平成28年度カリキュラム総括評価）。

令和2年度の形成評価において、科目間の調整（到達目標、授業内容、順序性）、授業時間数と単位、学生の生活時間を考慮した予習・復習時間の設定、に課題があることが明らかとなり、令和4年度施行のカリキュラムに反映したが部分的な変更にとどまった。そのため、令和6年度改正カリキュラムにおいて、①育成する人物像の明示、②そのような人材を育成するために必要な力をディプロマ・ポリシー（DP）に定め、③DPに示された力を修得できるようカリキュラム・ポリシー（CP）を見直し、授業内容、時間数と単位数の整合性及び科目の順序性を考慮した科目を配置した（根拠資料：令和6年度改正カリキュラム申請資料_変更する理由）。

○個々の授業科目の内容及び方法

個々の授業科目について、内容や方法についての記載のルールを定め、シラバスに記載している。各科目のシラバス内容の点検評価は、教務委員会が責任をもって実施している

（根拠資料：2023（令和5）年度 学部シラバス作成要領、2023年度シラバスチェックリスト）。

○各学位課程にふさわしい教育内容の設定＜学士課程＞

初年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等、学位課程にふさわしい教育内容を設定できているかについて、令和元年度にアセスメント・ポリシーに基づき総括評価を行った。その結果、教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性、また、単位数に対する授業時間数、授業外での学習時間の確保について一部課題があることが明らか

となり、令和4年度の一部改正、更に令和6年度の改正カリキュラムにおいて見直している（根拠資料：平成28年度カリキュラム総括評価、令和6年度改正カリキュラム申請資料_変更する理由）。

高大接続への配慮に関しては、宗像市の高校との教育連絡の機会を持ち、生徒のニーズを把握しつつ、令和4年度からは定期的な連絡会議、教員人事交流を計画し、高大接続の基盤づくりを推進している（根拠資料：令和4年度学部入試委員会 第2, 3, 4, 5, 6, 12, 13回 議事録、高大連携事業、覚書（東海大付属福岡））。

〔研究科〕

○教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性及び教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮、単位制度の趣旨に沿った単位の設定、授業科目の位置づけ（必修、選択等）

研究科修士課程では、教育・研究者コース、CNS（高度実践看護師：Certified Nurse Specialist）コース、助産コースの3つのコースに9つの専門領域を設定し、高い専門性を備えた看護・保健医療の専門家の養成をめざしている。コース別に、共通科目と専門科目を体系的に編成している。

研究科博士課程では、共同看護学専攻の設置の趣旨及び教育目標を達成するため、科目区分を設け必要な授業科目を配置するとともに、当該科目区分ごとに履修要件単位数を定め、体系的なコースワークによる教育課程を編成している。

○個々の授業科目の内容及び方法

研究科において研究科教務委員会が責任をもって、各科目のシラバス内容の点検評価を実施している。研究科のシラバスは、授業の目的、到達目標、DPとの関連、授業計画、学習方法、オフィスアワー、テキスト、参考文献、評価方法で構成している。学部同様に授業計画は単元ごとに授業内容・授業方法を明記している。

○各学位課程にふさわしい教育内容の設定

＜修士課程、博士課程＞コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等

研究科修士課程では、教育・研究者コース、CNSコース、助産コース毎にカリキュラムマップ、並びにコースツリーを作成し、教育課程の体系を可視化している。また、モニタリングを継続的に実施し、コースワークとリサーチワークの適切性、授業科目の内容や順序性を検討し、半期ごとに評価するとともに研究科委員会で共有し、改善している。

研究科博士課程では、CPに基づいて授業が設定されていることを確認した。Semester毎に学生による授業評価と教員によるフィードバックコメントを行い、継続的に授業改善に取り組んでいる（根拠資料4-25）。令和3年度は、カリキュラムに関する修了生へのヒアリングを行った（根拠資料4-26）。その結果、教育目標到達のための科目設定、テレビ会議システムや授業形態、授業の時期・時間帯、授業内容・方法の適切性、学位論文の作成プロセス、DPに示した能力の到達に関し、満足度の高さが明らかとなった。その他、一層学びを深めたい科目がありコマ数を増やしてほしいとの要望があったため、令和4年度以降に

検討していくこととした。上記に加えて、専攻全体の今後の課題として、共同看護学専攻連絡協議会において、アセスメント・ポリシーの制定が挙げられ、今後検討することが合意された（根拠資料4-27）。2022年11月にアセスメント・ポリシーが策定されたため、アセスメント・ポリシーに基づいてカリキュラム評価を行うことが今後の課題である。

○学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

修士課程では、DPに掲げた資質・能力の習得を目指し、コース別にCPに基づき共通科目と専門科目を体系的に編成している。看護専門職として課題を探究する能力を育成するために、学修の基盤となる共通必修科目と共通選択科目、専門性の発展・進化を目指す専門科目は順序性を考慮して配置している。看護学の発展に貢献する研究能力の育成のために、複数の研究科目を設け、科目間で連携しながら、基本から応用へと段階的、体系的に学べるように配置している。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点1：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）

- ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）
- ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

<学士課程>

- ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数
- ・適切な履修指導の実施

<修士課程、博士課程>

- ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施

本学では、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を適切に講じている。

○各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

学習の活性化や効果的な教育の工夫として、①履修ガイダンス、②授業方法・時間の工夫、③GPA導入、④教員・学生間コミュニケーションの仕組み、⑤シラバスの充実、⑥施設整備、⑦進級要件の設定、⑧授業評価アンケートの実施、⑨学習時間調査、⑩学生表彰の取り組み、を行っている。また、臨地実習については、実習施設での受入協力のもと、毎年整備する「看護学実習要項」に実習体制及び実習計画及び全般的な留意事項等を明示し、運用している。

履修ガイダンスは、学部・研究科ともに Semester ごとに実施し、半期の学習活動や学生生活をプランニングできるように説明・指導を行っている。学部では1年間における履修科目の上限を50単位と定めている。履修については、学部ではAA教員や教務委員が、研究科

では研究 指導教員が学務課教務係と連携して指導を行っている。(根拠資料：R4 年度_学部前期・後期ガイダンス日程表)

授業方法・時間の工夫として、学部はシラバスに授業時間外の学習活動や取り組み時間を記載、研究科は学習方法を記載するなど、準備学習・反転学習の指示、レポートや小テストの実施・復習を明示している。令和3年度に導入したLMS (Learning Management System) を活用し、動画の視聴や課題の取り組みの管理、能動的学習のための環境、合格点に到達するまでの反復トレーニング、ブレイクアウトルームを使用したグループワーク等を行っている。また、最終回の講義では、試験結果のフィードバックや科目のまとめを行っている。(根拠資料：R4 年度_シラバス)

授業方法改善への取り組みとして、科目の到達目標の達成度に着目し、「科目別到達目標の達成度」、「授業評価アンケート」、「科目の自己評価」の結果をそれぞれ得点化し、合計得点を基に評価する表彰制度を実施している。(根拠資料：令和4年度 科目の自己評価)

GPA 導入については、学生が Semester ごとの学年順位や総合順位を確認することにより、学習状況の客観的な把握や目標設定、自主的な学習ができるようにシステム化している。学習支援や生活支援の面談の際に、AA 教員や教務委員会委員が指導の参考資料として活用している。(根拠資料：ポータル_GPA)

教員・学生間コミュニケーションの仕組みとして、ポータルサイトと連動させたポートフォリオ(夢・目標)やオフィスアワーの設定をしている。教務委員会、学生支援委員会と連携し、学年の節目や実習などの学修イベントに合わせ、学生が目標を入力する。また、令和4度からプレ・ディプロマ・サプリメントとして活用できるよう、学生にはDPの評価の入力について周知し、AA 担当教員が入力を確認し、面談するようにしている。オフィスアワーは、学部では前期履修ガイダンス時に教員全体のオフィスアワー一覧表を配布し、研究科は科目のシラバスに明示することで周知している。記載以外の時間帯であってもタイムリーに支援できるよう可能な範囲で対応をしている。(根拠資料：R4 年度_夢・目標設定テンプレート、R4 年度_教員オフィスアワー一覧)

施設整備については、令和4年度は講義室 203、204、実習室 1, 2, 3、オーヴァルホール及び研修室に遠隔授業設備を導入、また、学内 LAN 配線工事を行い、学内のネットワークシステムを強化した。(根拠資料：基幹 LAN 工事作業予定表)

進級要件の設定は、2年次までの必修科目の単位取得をもって実質的な進級要件としている。この要件は、履修規程及び同細則に明示し学生便覧にて情報提供を行うとともに、入学時や進級時のガイダンスで再三説明し、周知している。

授業評価アンケートは科目の最終日にポータルサイトからの入力を促し実施している。科目担当者は結果を確認し、授業自己評価及び次年度への授業改善に活用している。

学習時間調査は、学部では学生支援委員会が実施し、調査結果から学生の学習・生活等の実態やニーズを教員間で共有し、必要な支援を行っている。(根拠資料：R4 年度_学部学生によるカリキュラム評価、学生生活調整)

学生表彰として、優れた卒業論文を作成した学生に対し、最優秀賞・優秀賞を授与している。令和4年度は最優秀論文賞1名、優秀論文賞5名が選出された。選出された学生は、卒業論文発表会で成果発表を行い、図書館で論文を公開している。(根拠資料：2022 卒業研究優秀論文賞)

【大学院】

○各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）

研究科（修士・博士課程）においては、1年間の履修登録単位数の上限は示していない。修士課程では、学生便覧/履修の手引きに履修モデルや履修の流れ、研究スケジュールを、博士課程では、学生便覧に学位取得までのプロセスを示し、学生がコースワークとリサーチワークを計画的に進められるように明示している。

○シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）

・シラバスの内容

シラバスについては、学部・研究科ともに作成要領等に明示し点検・評価・改善する方法でシラバス作成ルールを作成し、毎年シラバス作成に関するFDを開催している。シラバスの点検は、研究科教務委員会修士部門・博士部門の委員が行っている。シラバスに明示した内容と実際の授業運営の適切性・順序性等は、学生の授業アンケート項目として収集し、確認を行っている。教員は学生からのアンケート結果をふまえて自己評価を行い、必要に応じて改善を行っている。

・履修指導の工夫

研究科修士課程の大学院生に対する履修指導はセメスターごとのガイダンスの際に研究指導教員が実施している。

研究科博士課程では、セメスター毎に研究指導教員が履修指導を行っている。研究指導計画の進捗状況については、適宜、研究科教務委員会博士部門で情報共有している。

○修士課程：研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施

修士課程の研究指導については、1年前期の演習において研究テーマを絞り込み、10月に仮テーマを提出させている。研究科領域代表者会議において仮テーマに基づいた指導体制案（研究指導教員と研究指導補助教員）を作成し、研究科委員会で審議・決定している。標準課程あるいは長期履修課程ごとに研究スケジュールを明示し周知している。研究指導教員はスケジュールに基づいて指導を行っている。

博士課程の研究指導についても、10月の合同研究ゼミナール後に学位審査委員会が副指導教員案を作成し、研究科長会議の議を経て連絡協議会にて審議・決定している。指導計画は履修の手引きに掲載し、ガイダンスで説明し周知している。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与は適切に行われているか。

評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・既修得単位の適切な認定
- ・成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置
- ・卒業・修了要件の明示

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

- ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示
- ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・適切な学位授与

○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

単位制度の趣旨に基づく単位認定単位制度の趣旨については、学則及び履修規程に明示しており、これらの規定に基づき単位認定を行っている。学部では、各科目担当教員がシラバスに記載している評価方法に基づいて成績評価を実施し、科目担当者間でダブルチェックの上、科目責任者が「評点内訳表」を記載し提出することとしている。全学生の成績一覧はセメスターごとに教授会に提示し単位認定をしている。研究科修士課程では、年に2回、研究科教務委員会にて成績評価・単位認定の適切性を確認し、研究科委員会で審議の上で単位認定している。博士課程では、共同看護学専攻教務委員会にて年に2回、成績評価・単位認定の適切性を確認し、共同看護学専攻連絡協議会で報告を行っている。

入学前の既修得単位等の認定については、大学学則第31条に記載している通り、教育上有益と認めるときには大学、短期大学又は高等専門学校において履修した単位を上限60単位まで認定している。研究科では、大学院学則第22条に記載している通り、教育上有益と認めるときには他の大学院において履修した単位を上限20単位まで認定している。

成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置として、学部・研究科ともに評価方法・配分をシラバスに明記し、初回の講義の際に学生に説明している。成績評価は、成績内訳表への記録及びポータルサイトの成績報告登録に入力し、転記ミスがないかをダブルチェックしている。

卒業・修了要件は大学学則第37条及び大学院学則第28条に明示している。学部においては、教務委員会で在籍期間や取得単位数を確認した上で卒業予定者の案を作成し、教授会で審議、経営会議で承認を得て、学長が決定している。本学が掲げているDPの5つの力（下位項目は10項目）の到達度を測定するために、DPルーブリックの最終到達度を学生個々に評価させ、全員が目標値の3点以上／5点満点であることを確認している。大学院においては、学位論文等及び最終試験の可否を学位規程に基づき研究科委員会で審議、経営会議での承認を得て、学長が課程修了の認定を行う旨を、大学院学則第30条に明示しており規定に基づき進めている。

○学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表

修士課程においては、特別研究と課題研究（量的研究・質的研究・事例研究・文献研究）ごとに審査基準を定めており、学生便覧/履修の手引きやHP上で公表し、研究方法論（研究方法総論）の講義時に周知している。博士課程においては、共同看護学専攻後期3年博士

課程学位審査規程に博士論文審査基準を定め、学生便覧/履修の手引き、HP にて公表している。

○学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置

修士課程においては、研究科領域代表者会議にて修士論文審査体制に関する申し合わせ事項を検討し、令和4年度より、主査、副査の領域区分をなくして実施している。審査結果は主査が報告書を作成し、研究科委員会で審議の上、可否の判定を行っている。博士課程においては、日本赤十字九州国際看護大学大学院学位規程及び共同看護学専攻後期3年博士課程学位審査規程、共同看護学専攻博士学位審査委員会規程、共同看護学専攻研究計画審査委員会内規、共同看護学専攻専門委員会内規、共同看護学専攻の運営に関する要項を定め、教員についても共同看護学専攻教員資格基準に関する規程をもって厳格に運用している。主研究指導教員及び第1副指導教員以外に各構成大学から3名の審査員を選出した審査体制により、客観性及び厳格性を確保している。

○学位授与に係る責任体制及び手続の明示及び適切な学位授与

学部は、学則第37条に基づいて教務委員会が卒業予定者の成績を確認している。卒業要件を満たしている学生について、卒業予定者一覧表を作成し、教授会で審議し、経営会議の議を経て卒業認定をしている。研究科修士課程では、課程修了の認定は大学院学則第30条に明示している。研究科教務委員会修士部門で在籍期間や取得単位数、論文審査及び最終試験の報告書を確認した上で修了予定者の案を作成し、研究科委員会で審議、経営会議で承認を得ている。また、修士課程において修得することが求められる知識、技能、態度のひとつとして、修了後2年以内に論文公表を義務づけている。学生が修了後、学術雑誌への投稿を可能な限り早く着手できるように、修士論文の形式を簡素化し、令和2年度修士論文より適用している。研究科博士課程では、課程修了の認定は大学院学則第30条に明示している。共同看護学専攻教務委員会で履修登録、単位修得及び成績を確認し、専門委員会で可否判定案を作成したのちに学位審査委員会で可否判定案の検討を行い、連絡協議会における可否の決定を行っている。

○学位授与に関わる全学的なルール設定その他全学質保証推進組織等の関わり

学部・研究科ともに学位授与については学則・大学院学則に規定しており、学部教務委員会及び研究科教務委員会（修士・博士部門）が作成した卒業・修了者案を教授会及び研究科委員会で審議し、経営会議の議を経て決定している。

点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定

評価の視点2：学習成果を把握及び評価するための方法の開発

《学習成果の測定方法例》

- ・アセスメント・テスト
- ・ルーブリックを活用した測定
- ・学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・卒業生、就職先への意見聴取

○各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定（特に専門的な職業との関連性が強いものにあっては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。）

3Pの基本方針に基づき、学部・研究科ともに、3Pに加えて、それぞれアセスメント・ポリシー（ASP）を明示し、学生便覧/履修の手引き、HP上で公表している。ASPは、①本学の定める3つのポリシーが適切であるかどうか、また②本学の教育カリキュラムが3つのポリシーに基づき適切に機能しているかを、2つのレベル（カリキュラムレベル・授業レベル）で、多面的、総合的に、点検・評価するための具体的実施方法を定め、改善につなげることを目的としている。

学部においては、直接的・間接的に学習成果を測定する指標を相互に関連させカリキュラム評価を行っている。令和4年度についてもカリキュラムは適切に設計、運営されていることを確認した。（根拠資料：令和4年度カリキュラム形成評価）

研究科においては、カリキュラムレベルでの評価指標として3Pの整合性評価及び定期的なカリキュラム評価、授業レベルでの評価指標として成績・単位取得状況、学生による授業評価、教員による授業自己評価、領域及びコース担当者による「演習」「実習」「特別研究（課題研究）」の評価を設定している。加えて、各コースのDP到達状況を測定するために「大学院修了時の能力評価指標」を整備している。

点検・評価項目⑦：教育課程及びその内容・方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（根拠資料、情報）に基づく点検・評価

- ・学習成果の測定結果の適切な活用

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

学部では、授業レベルの評価において各科目のPDCAサイクルを回しているかが可視化しにくいという課題がみられたため、令和2年から評価フォーマットに改善・継続すべき点を記入する欄を設け、令和4年度には評価フォーマットをFormsに変更し、 Semesterごとに提出を求め、教務委員会で確認し、形成評価において報告、データについては教員が閲覧できるように共有フォルダーに格納している。これらの取り組みにより、各科目のPDCAサイクルが可視化されている。学習成果の測定結果の適切な活用として、理科系科目の改善をした。入学後の基礎的な学力のうち特に理科系科目の基礎学力強化のために、入学予定者に対して理科系科目の入学前補講を実施している。入学前補講のテストや「人体の構造と機能

I・II」の定期試験、「生物」「化学」の受講との関連を分析し、令和4年度から「生物・化学」を必修科目に変更する措置を講じた。更に高校での理科系科目の履修状況と評価及び大学での「生物・化学」のテスト、「人体の構造と機能 I・II」テストとの関連についても調べたところ、高校での「生物」（生物基礎ではなく）の履修及び大学の生物の理解が「人体の構造と機能 I・II」に影響していることが明らかになった。これらのことを踏まえ、令和6年度の改正カリキュラムでは、「生物」を必修科目とし、1年次前期に開講し「人体の構造と機能」等の科目と連動する内容として設定する。

GPA については、平成30年度より学年ごと、科目ごとの GPA 分布を作成し、教員に結果を周知するとともに学生にも公表している。令和4年度からは成績評価の平準化の考え方として、科目担当教員があらかじめ想定する点数と最終成績との整合もしくは乖離の程度を分析・評価し、改善する取り組みに着手した。（根拠資料：R4年度_科目の自己評価、学部 GPA 分布）

大学院修士課程では、アセスメント・ポリシーに基づき、教育課程及びその内容・方法の適切性について点検・評価を行った。今年度は、令和4年度カリキュラム（新カリキュラム）の1年目であった。コースモニタリングより抽出した課題として、助産コース（修得単位数=61 単位）におけるカリキュラムの過密さ、研究時間の捻出の困難さ、が認められた。次年度は、1 単位あたりの時間数の見直し、課題研究の位置づけや審査基準の見直しを行うこととした。

大学院博士課程においては、教育課程及びその内容・方法の適切性について定期的に点検・評価を行うためのアセスメント・ポリシーを2022年11月に策定した。科目レベルと教育課程レベルは共同看護学専攻自己点検・評価委員会で行う。なお、機関レベルにおいては、各大学で、在学中、及び修了時・修了後に実施する評価の指標が決まった。在学中は、CPに即した学修の検証に対する評価指標（休学者数、退学者数、留年者数、各科目の成績、TA 雇用率）である。修了時・修了後は、DPの修得に対する検証（学位授与数、就職率、修了生追跡調査）である。これらのデータは概ね集約し格納できたため、今後、形成的評価を行っていく。令和5年度に向けて、共同看護学専攻自己点検・評価委員会と協同しながら、定期的な点検・評価を行っていく。

（2）長所・特色

学部・研究科ともに3ポリシーの整合性、アセスメント・ポリシーに基づくカリキュラム評価によってカリキュラムは適切に運営されている。

（3）問題点

特になし

（4）全体のまとめ

学部・研究科ともに修得すべき知識、技能、態度等、学位授与方針を定め学内外に公表している。また、授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、「教育課程編成」「学修方法・学修過程」「学修成果の評価」を具体的に示し公表している。学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針、入学生の受け入れ方針の整合性を図ってきた。教育課程の編

成・実施方針に基づいて設計したカリキュラムは、学部及び研究科において、適切に運営されている。学部では、令和6年度の改正カリキュラムにおいて、育成したい人材像やDP及びジェネリックスキルの見直し、それぞれのルーブリック評価を検討した。

教育課程については、学部及び研究科の教務委員会が運営しているが、適宜、ICT教育推進会議や学部・研究科領域代表者会議での審議や報告、経営会議への報告や審議を得ながら進めている。成績評価や単位認定は、学部・研究科ともにシラバスに明示し、記載内容に沿って成績評価を行っている。また、DPルーブリックや能力指標を活用し、ディプロマ・ポリシーに記載している力が身についたかについても測定、評価し、ディプロマ・ポリシーの適切性を確認した。卒業生・修了生調査や就職先へのアンケート調査結果からもDP及びカリキュラムの適切性を確認した。大学院修士課程及び共同看護学専攻博士課程の両者とも、学位論文の審査基準を明示し、各科目と卒業認定・学位授与の方針との関連及び位置づけを明示している。新型コロナウイルス感染症についても文科省の事務連絡にあった種々の「新型コロナウイルス感染症への対応」に基づき、本学における対応の適切性を確認した。令和4年度の大学認証評価では教育課程に係る事項はS評価であり、教育課程・学修成果を保証する取り組みが卓越した水準にあるといえる。

第5章 学生の受け入れ

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

本学は、教育課程に係る全学的な基本方針である「三つの方針の策定に関する基本方針（以下、3P方針）」を踏まえ、建学の精神である赤十字の理想とする人道的任務の達成を図るという理念に基づき、各教育課程における学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー：以下、「AP」という。）を設定している。

学部においては、APの構成を、1. 求める学生像、2. 入学者選抜方法、3. 学力の3要素と選抜方法の3つの項目で内容を整理して、分かりやすく設定している。特に、「求める学生像」は、幅広い教養を支えに専門的な看護学の学修を通して、課題発見と解決に向け思考し行動する意欲ある人材の育成を目指すこととし、「求める学生像」に示す能力及び資質をもった人として明示している。学部のAPの適切性については、令和元年度に点検・評価を行い、これまでの内容を見直し検討を行った。具体的には、CP並びにDPとの関連性、学力の3要素、入試科目との対応について、整合性を確認した。学生像の設定については、入試委員会において、DPとの関連性から適切性を確認している。入試委員会で内容を確認したのち、学生の受け入れ方針を大学案内、学生募集要項、ホームページに6月より明示し公表している。またオープンキャンパスやキャンパス体験等については、入試委員会で検討し、ホームページ等で順次公表しており、好反応を得ている。イベントなどは折に触れてInstagramにアップしている。また業者による宣伝媒体については、比較検討しつつ選定し、継続して利用している。学校推薦型選抜の募集人数を3名増やし38名とした。その分一般選抜の募集人数を3名減らし52名とし、HPや入学者選抜ガイド、学生募集要項にて公表するとともに高校訪問時に説明を行っている。また赤十字特別推薦型選抜と指定校推薦型選抜との併願を可能とし、HPや入学者選抜ガイド、学生募集要項にて公表するとともに高校訪問時に説明を行っている。指定校推薦では基準を作成し、九州各県56校を指定校と認定し、対象高校に文書で通知するとともに高校を訪問し説明を行っている。一般選抜に向けて、大学近郊の高校訪問を行い、更に案内などを周知するよう声掛けを行い、機会を逃さず、大学案内等行っており、受験生の確保に努めている。

修士課程においては、本学の理念に基づき、APを設定している。修士学生の受け入れ方針を大学院案内、学生募集要項、ホームページに適切に明示し公表している。入試区分と科目の配点がわかりにくかったため、令和5年度入試より一般入試と社会人推薦入試の2区分であること、科目配点、これらを明記し、受験生にとってわかりやすい表示にした。奨学金等の経済的支援があることを、受験希望者に伝えることによって、受験に対する前向きな意思表示を得ることができた。

博士課程においては、同課程を共同で運営する日本赤十字学園管下5大学（本学を含む）で検討し、APを設定している。博士課程のAPは、大学院案内、学生募集要項、ホームページに継続的に公表している。2022年11月にアセスメント・ポリシーが策定され、受け入れ方針に沿った入試方法となっているのかについては、機関レベルでまずは評価していくことになった。10月に入試委員会で評価を行い、業績記載書式を明確にしていくこと、今後は学生募集要項をペーパーレス化とすること、面接での評価の視点を再確認すること、とした。共同看護学専攻教務委員会との連携を図りながら方針を定め公表することが課題である。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点2：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

評価の視点3：公正な入学者選抜の実施

評価の視点4：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

学部では、学生の受け入れ方針に基づき、募集、選抜に関する委員の役割を決めており、体制を整え適切に実施している。学部入試委員会において、面接試験について、評価項目とAPとの関連性を確認し評価内容を検討し、面接実施要綱の見直しを行った。各種入試を適切に実施するため、学生募集要項の点検や試験問題の作成を行っており、全ての入学者選抜を適切に終えることができた。運営体制の評価及び実施後の改善策の検討としては、学校推薦型選抜及び一般選抜においては、感染症対策及び不正防止対策を強化して問題なく終えることができている。すべての入試日程を終えて入試委員会で検討を行い、入学者選抜が公正に行われたことを確認した。

修士学生の受け入れ方針に基づき、入学試験を公平に行った。Ⅰ期にて9名の合格、Ⅱ期にて6名の合格者であった。修士学生の募集活動は、研究科領域代表者会議と連携し、各研究指導教員が計画性をもって主体的に行うための動機づけとして、2年分の募集活動のアクションプランを提出してもらった。分野による受験希望者の偏りがあり、入学後の選択科目開講に影響を与えている点が大きな課題である。各研究指導教員の計画性に基づく募集活動であるため、意識づけをどのようにして強化していくのが課題である。入学試験の実施後に運営体制について評価を行った。専門科目の配布、回収に時間がかかるので、廊下待機者が支援していくように試験監督要綱の見直しを行い次期の改善に確実につなげた。

博士学生は、Ⅰ期は受験者がなく、Ⅱ期にて2名受験者のうち1名が合格、追加入試にて1名の合格であった。博士学生の募集活動は、研究科領域代表者会議と連携し、各研究指導教員が計画性をもって主体的に行う動機づけとして、2年分のアクションプランを提出してもらい評価を行っていく。学生募集要項は共同看護学専攻連絡協議会の承認を得たうえ

で公表した。入学試験の実施後に運営体制については大きな改善点はなく確実な運営を行うことができた。

点検・評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

<学士課程>

- ・入学定員に対する入学者数比率
- ・編入学定員に対する編入学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

<修士課程、博士課程、専門職学位課程>

- ・収容定員に対する在籍学生数比率

本年度の入学者数は、入学定員 100 名に対し、最終 107 名であり、適正な数を受け入れることができた。また、収容定員 400 名に対し、在籍者数は 449 名であり適正な在籍者数を維持することができた。

入学定員に対する入学者数比率：107%

収容定員に対する在籍学生比率：112.3%

適正な管理の取り組みについては、令和 6 年度より入学者選抜において 6 大学 7 学部の連携併願が開始される。その内容を確認し、令和 6 年度入試の大学入学共通テスト利用選抜の入試科目や検定料等を検討し、早急にホームページで告知する必要があることから、今年度の入試委員会での審議事項として計画案を策定した。

令和 5 年度入学者選抜の内容変更として、以下、3 点を実施する準備を行った。

- 1) 定員の変更 推薦選抜を 3 名増の 38 名に、一般選抜は 3 名減の 52 名とする。
- 2) 指定校推薦と赤十字特別推薦の併願を可能とする。
- 3) 推薦選抜の科目について、配点（英語 100 点、国語 100 点）を公表する。

入学者選抜時の成績及び入学者選抜区分毎の入学後の学生の成績（GPA）を比較した。各学年に留年者、退学者が存在しているが、特定の入学者選抜区分に偏っている状況は見られない。各入学者選抜区分が学生選抜にあたって適切に機能していること、平成 28 年、29 年度生は一般選抜では 4 科目入試であったのが、平成 30 年度生より一般選抜で 3 科目入試に変更しているが、一般選抜入学者の留年率は、平成 28・29 年度生とほとんど変わらない。また、平成 31 年度生・令和 2 年度生では、退学率、留年率共に比較して少し高くなっているが、成績（GPA）ではどちらも高くなっている。したがって、全体としては、入学者選抜はしっかりと機能していることを確認し、今年度の募集に向けての取り組みを検討した。

修士課程では、収容定員 20 名であり、長期履修者を含めて在籍者数 26 名である。

収容定員に対する在籍学生比率：105%

令和元年度入学者 1 名が休学・復学をしたが、他の学生は標準課程、もしくは長期履修課程で修了するように学修を深めており、在籍学生数は適切に管理している。院生室の机やロッカーといった学習環境も整え適切に管理し、令和 4 年度は 12 名が修了した。ま

た、令和5年度入試選抜では15名の合格者がいたが、1名が辞退した。今後も、学修環境を適切に管理しながら修了者数と入学者数の動向を見つつアドミッション・ポリシーに基づいた学生受け入れを行っていく。

博士課程では、入学定員に基づいた学生の受け入れを行った。収容定員6名に対し、在籍学生数は10名であり、研究活動と仕事の両立が困難で1名の休学者、2名の退学者が含まれている。アドミッション・ポリシーに基づく入試方法の検証を行っていく。なお、令和5年度入試では、Ⅱ期と追加入試で各1名、合計2名の合格者がいる。

収容定員に対する在籍学生比率：80%

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（根拠資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

学部では、定期的に委員会を開催して審議を行い、その結果を教授会や経営会議に諮っている。入学者の選抜にあたっては、実施要項等を作成し、オリエンテーションを行い実施している。また、実施後には委員会にて評価を行っており、今年度も定員の充足率も満たすことができた。認証評価で指摘された入試業務の第三者点検については、3月の委員会で検討し、次年度早々に着手する予定である。

修士課程では、定員充足率、収容定員に対する在籍者数は26名であり過不足はない。入学者の選抜にあたっては、実施要項等を作成し、オリエンテーションを行い実施している。また、実施後には委員会にて評価を行っており、認証評価で指摘された入試業務の第三者点検については、3月の委員会で検討し、次年度早々に着手する予定である。

博士課程では、アセスメント・ポリシーが策定され、機関による評価をまずは行うことになった。令和4年8月から10月にAP毎の入試方法の適切性を検討し、研究業績記載の様式や、面接試験時の評価の視点を再確認し認識の共有化を図った。定員充足率、収容定員に対する在籍者数のモニタリングによって、収容定員数は満たしてはいるが、休学者を含んだ数である。在籍期間内に修了生を輩出すると同時に、毎年2名は入学者を確保するために追加入試を適切に運営できるための作題の体制を検討していく。

(2) 長所・特色

建学の精神である赤十字の理想とする人道的任務の達成を図るという理念に基づき、学生の受け入れ方針であるAPを設定している。策定にあたっては、CP及びDPとの整合性を図ることで、本学の理念に合う学生の受け入れ体制を整備することができている。

学生募集では、全国的に受験生が減少傾向になるなか、高校と密に連絡訪問を重ね、地方の学生確保には支部との協力を得ながら、高校生にはオープンキャンパスやオンライン等を活用するとともに丁寧に対応することで受験生を確保するに至っている。

入学生の定員は満たしており、収容定員を超えないよう在学生の全体数及び受験者数の推移とともに適切に管理をしている。

選抜の適切性について、入学後の学年毎の成績を追跡調査しており、その結果をもとに

選別方法について検討している。入学者選抜の内容を変更するなど、制度の改革に努めており、次年度からの実施体制のドラフトを示すことができた。

大学院の学生確保は、研究科領域代表者会議と情報共有を図り、各研究指導教員と連携を図れたことで、定員を満たすことができている。

(3) 問題点

認証評価において、入試業務過程について内部で第三者評価を導入することを推奨された。そのため、検討を行っており、次年度早々に評価体制を整えて今年度の評価を依頼することを予定している。

(4) 全体のまとめ

APについては、本学の理念に基づき、CP及びDPとの関連性を検討し適切に定め、公表している。学部及び修士課程については、令和元年度に3Pの点検・評価を行い、APとCP、DPとの関連性、更に、APと選抜方法との対応について検討し、整合性を図れるよう、一部修正を行なっている。博士課程については、共同看護学専攻連絡協議会や自己点検・評価委員会と連携し、機関レベル、教育課程レベルでの評価を行いながら改善を図っていく。すべての課程で、APと選抜方式、評価方法など、学生募集に関する資料及び媒体に明示し公表している。

APに基づいた学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制については、学長の指示の下、各入試委員会が運営している。実施にあたっては、年度初めに立案した計画に基づき、委員会を開催し、課題検討を行なっている。学部では、県下の受験生確保が年々厳しくなる社会情勢の中、APに適う受験生を確保するため、選抜方法の改正、指定校制度の強化、オープンキャンパスの実施計画の見直し等戦略的に取り組んでいる。経済的支援としては、本学独自の奨学金制度を準備している。平成28年度熊本地震以降、被災した受験生の経済的負担軽減のための措置を行なった。また経済的困窮度が高い学生に対しては、給付奨学金制度も設けている。配慮が必要となる学生について、公平に受験できるよう検討した結果、適当な選抜方法を準備することができた。以上より、適切に実施する体制を整えている。

定員の管理については、適切な数として、在籍学生数を収容定員に基づき設定している。

学生の受け入れの適切性については、内部質保証体制に基づき、毎年、入試委員会で定期的に適切性について点検・評価を行っている。委員会の運営の過程で、確認できた課題、また自己点検評価委員会において指摘された課題については、対応を検討し取り組んでいる。なお、博士課程については、本学での点検評価の結果を共同看護学専攻自己点検評価委員会の審議を経て、連絡協議会に報告されている。このように、適切に点検評価を行っている。

以上より、大学基準に照らして良好な状態であり、学生受け入れの取り組みは概ね適切である。

第6章 教員・教員組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

本学の目的は、「建学の精神である赤十字の理想とする人道的任務の達成を図るため、看護に関する学術をもって広く知識を授け、深く専門の学術を教授、研究するとともに、知性、道徳及び応用的能力を養い、もって国内外で活躍できる実践力をもった看護専門職の育成及び看護学の発展に寄与すること」である（根拠資料：大学学則）。これに基づき、本学の「求める教員像」を策定し、特に、赤十字の理念に対する理解のある人、看護学もしくは関連領域に関する教育実践と研究開発の能力と相応の実績を有する人（根拠資料：求める教員像及び教員組織編制方針）としていることから、求める教員のあり方を適切に明示できていると判断できる。また、各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針については、「教員組織編成方針」を策定し、教員組織の編成、領域・分野の配置、連携の在り方を示していることから、適切に明示できていると判断できる（根拠資料：求める教員像及び教員組織編制方針）。

以下、評価の視点ごとに詳述する。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

本学の求める教員像は、平成26年度に「本学教員に求められる能力（指針）」として設定した。令和元年度に、求める教員のあり方や各教員の役割、連携のあり方等、本学の理念・目的に沿って教育研究等の諸活動を行っていく観点から、教員組織編成方針と併せて見直し、教授会・経営会議で審議し承認され、令和2年度から施行している（根拠資料：求める教員像及び教員組織編制方針）。教職員会議において教員へ明示し、ホームページにも掲載している（根拠資料教職員ハンドブック、【WEB】本学ホームページ）。

「求める教員像」は、以下のとおりである。

- (1) 赤十字の理念に対する深い理解と共感を有する人
- (2) 看護学もしくは関連領域に関する教育実践の能力と相応の実績を有する人
- (3) 看護学もしくは関連領域に関する研究開発の能力と相応の実績を有する人
- (4) 良好な対人関係を構築するコミュニケーション能力を有する人
- (5) 大学の管理運営に参画し貢献する意思と相応の実績を有する人
- (6) 学術団体、職能団体、地域社会等へ貢献する意思と相応の実績を有する人
- (7) 看護学教員においては、自律的に看護を実践できる能力を有する人

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針の適切な明示

平成26年度に策定した「教員組織編成方針」を、令和元年度に見直しを行った「求め

る教員像」と併せて見直し、教授会・経営会議で審議し承認され、教職員会議において教員へ明示するとともにホームページにも掲載し、令和2年度から施行している（根拠資料：求める教員像及び教員組織編制方針）。

「教員組織編成方針」は以下のとおりである。

- (1) 教員の任用・昇任は、学校法人日本赤十字学園の定める「看護大学・短期大学における教職員の選考基準」に基づき、人格、教育研究業績、社会活動等に関して、公正かつ厳正な審査及び手続によって行う。
- (2) 教育課程に相応しい学部・研究科の各領域の専任教員からなる教員組織を編成する。教員は学部・研究科双方の教育に携わることを原則とする。
- (3) 教育課程を運営するために、適切な領域・分野を配置する。
- (4) 教員の数は、関連法令の基準を満たすことはもとより、教育特性に見合った人数を配置し、適切な年齢構成及び職位バランスを考慮する。
- (5) 教員の配置には、教員の教育・研究の専門性を考慮するとともに、適切な役割分担と連携体制を確保し、組織的な教育を行う教育組織を編成する。
- (6) 各領域代表者は領域内を総括し、教育・研究の質の向上を図るとともに、他領域と連携して調整する。

以上により、本学では大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像及び学部・研究科等の教員組織の編成方針を適切に設定し、明示している。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点2：適切な教員組織編制のための措置

- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授、准教授又は助教）の適正な配置
- ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・各学位課程の目的に即した教員配置（国際性、男女比等も含む）
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮
- ・バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置

評価の視点3：学士課程における教養教育の運営体制

本学では、教員組織編成方針に基づき、更に、第4章で示したCPを実現していくために、教員組織を編制している。以下、評価の視点ごとに詳述する。

評価の視点1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

本学は看護学の単科大学であり、研究科を担当する教員は教員組織編成方針に示しているとおり学部と兼務である。よって、学部の教員組織が大学全体の教員組織となっている。本学の専任教員数は学長を除き45名である。本学の理念・目的を達成するため教員組織編成方針に基づき、教員募集中の一部領域の職位を除き、必要な教員数及びその職位構成が満

たされていると考える（根拠資料：R4 年度_学部_教育体制、R4 年度_修士_教育体制）。

評価の視点2：適切な教員組織編制のための措置

・教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性

本学の教員組織は、表6-1及び表6-2に示すとおりである。本学の理念・目的は、日本赤十字九州国際看護大学学則第1条に「建学の精神である赤十字の理想とする人道的任務の達成を図るため、看護に関する学術を中心として、広く知識を授け、深く専門の学術を教授、研究するとともに、知性、道徳及び応用的能力を養い、もって国内外で活躍できる実践力をもった看護専門職の育成及び看護学の発展に寄与することを目的とする。」としている（根拠資料：大学学則）。

この目的とCPを実現するため、学部の領域は「リベラルアーツ・専門基礎」「看護の基盤」「成育看護」「老年・慢性看護」「ヘルスプロモーション・在宅看護」「メンタルヘルス」「クリティカルケア・災害看護」「国際看護」の8領域の編成としている。研究科は平成29年度カリでは保健コース、看護コース、CNSコース、助産教育コースの4つのコースを、令和4年度の新カリでは保健コースと看護コースを統合した教育・研究者コース、CNSコース、助産コースの3コースを設置している。これらのコースには「国際保健・国際看護学」「生涯発達看護学」「広域看護学」「基盤看護学」「助産学」「在宅看護学」「クリティカルケア看護学」の分野があり、令和4年度には「老年看護学」「精神看護学」を加えた9領域の編成としており、教員組織の編成に関する方針との整合性は図れていると判断できる。

表6-1：学部領域と専任教員数（令和5年3月31日現在、学長・センター長を除く）

	リベラルアーツ・専門基礎	看護の基盤 (基礎看護、看護教育、看護管理)	成育看護 (母性看護・小児看護)	老年・慢性看護	ヘルスプロモーション・在宅看護	メンタルヘルス	クリティカルケア・災害看護	国際看護
教授	3	2	1	2	1	1	1	1
准教授		1	2	2	2	1		
講師	1	1	3	2			1	
助教		4	1	3	2	1	2	1
助手		1						
合計	4	9	7	9	5	3	4	2

表6-2：研究科領域と専任教員数（令和5年3月31日現在、学長を含む、〈 〉は重複）

	国際保健・国際看護学	生涯発達看護学	広域看護学	基盤看護学	助産学	CNSコース			
						在宅看護学	クリティカルケア看護学	老年看護学	精神看護学
教授	1	4	2	3	〈1〉	〈1〉	〈1〉	〈1〉	〈1〉
准教授	1	3	2	1	1	〈1〉		〈2〉	〈1〉
講師		1	1				〈1〉		
合計	2	8	5	4	1	2	2	3	2

・各学位課程の目的に即した教員配置

学部の教育課程の科目区分は「リベラルアーツ・専門基礎科目」「専門科目」としている。専門基礎科目は看護専門科目の基礎となる「自然科学系」「社会科学系」「人文科学系」の各科目としている。専門科目は「看護の基盤」「看護の展開と応用」「看護の統合」に細分し、更に看護学演習・実習科目はⅠ～Ⅴのレベルで段階的に学修できる構成とし、先に述べた8領域に教員を配置している。また、学部科目の責任者は、教授・准教授が務めることを基本とするため、各領域には教授又は准教授を各1名以上配置するようにしている。数年間、クリティカルケア・災害看護領域の教授、准教授が不在であったが、令和4年度から教授1名が着任し配置の基準を満たすことができている。

研究科の研究指導體制は1名の研究指導教員と1名以上の研究指導補助教員の2名以上の体制である。研究指導においては、専門分野の主たる指導教員に加えて、先に述べた9領域及びリベラルアーツ・専門基礎の領域を横断して研究指導を受けることができる総合研究指導體制とし、教員を配置している。

各課程の教育体制については、経営会議で決定し、教授会、研究科委員会で報告し、教職員会議での報告及び教職員ハンドブックで学内共有している（根拠資料：教職員ハンドブック、R4年度_第13回_教職員会議次第）。

・国際性、男女比

海外での大規模災害や紛争被災国における緊急救援及び復興支援の勤務経験を有する教員を複数名配置している。看護教育の特性から女性教員の割合が多く、令和5年3月31日現在の男女比は女性が約84%、男性が約16%である。

・特定の範囲の年齢に偏ることがないバランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置

教員の年齢構成は表6-3に示すとおり30歳代から60歳代に分布しており、大きな偏りはない。しかし、今後も定年退職を含め教員の異動の可能性も考慮し、引き続きバランスのとれた教員の年齢構成を考慮した教員採用に留意することが必要である。

表6-3 専任教員職位別年齢構成（令和3年5月1日現在、学長を除く）

	教授	准教授	講師	助教	助手	合計
60以上	6	1	0	1		8
50-59	5	3	2	3		13
40-49	2	4	4	8		18
30-39	0	0	2	3	1	6
合計	13	8	8	15	1	45

・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授、准教授又は助教）の適正な配置

学部の教育上主要と認められる授業科目における専任教員の配置について、リベラルアーツ・専門基礎、看護の基盤、看護の展開と応用、看護の統合の必修科目は、リベラルアーツ・専門基礎を除き専任教員が科目責任者となり複数で担当している。これらの科目

責任者は、教授・准教授が務めることを基本とするため、前述のとおり各領域には教授又は准教授を各1名以上配置するようにしている。また、本学専任教員が科目責任者ではないリベラルアーツ・専門基礎科目については、協力体制にある福岡赤十字病院の医師及び福岡教育大学の教員に科目担当責任者を依頼している。

・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置

研究科の担当教員の資格については、「日本赤十字九州国際看護大学大学院看護学研究科教員の資格審査に関する内規」において、研究科教員となることができる者の資格要件を明示し、修士課程、博士課程の各々において、研究指導教員・研究指導補助教員・授業科目担当教員の資格審査基準を定めている。研究科教員の資格審査は、内規に定める研究科所属教員で構成する資格審査委員会において、内規に明示する審査基準及び教員個人調書及び教育研究業績書により審査を行う。審査結果は経営会議において審議され、承認を得て、研究科委員会に報告している。博士課程については各大学の資格審査の結果報告書を作成し、学位審査委員会に提出・審議し、共同看護学専攻連絡協議会の議を経て資格を決定している（根拠資料：大学院看護学研究科教員の資格審査に関する内規）。

教員資格審査基準に基づき承認された研究科の教員は、修士課程において研究指導教員12名、研究指導補助教員5名、授業科目担当教員1名で構成している。博士課程においては日本赤十字学園の5大学（日本赤十字北海道看護大学、日本赤十字秋田看護大学、日本赤十字豊田看護大学、日本赤十字広島看護大学、本学）で共同看護学専攻として運営しており、本学は6名の研究指導教員を配置している。修士課程、博士課程後期ともに適正な配置をしている（R4年度_博士課程_研究指導教員一覧）。

・教員の授業担当負担への適切な配慮

教員の配置については、関連法規及び本学の諸規程に基づき、授業科目を担当するにふさわしい専任教員を配置している。しかし、本学は看護の単科大学であり、組織として附属病院等の実習病院がなく、学生が赤十字病院を主として多くの外部病院で実習を行うことから教員の負担は大きい。また、学部教育と大学院教育を兼務する教員も多く授業負担は大きい。これらの諸問題を解決するために領域代表者会議において指導体制を検討し、領域を横断した支援体制を構築している（R4第6回、第13回学部領域代表者会議議事録）。また、本学のDX推進計画に基づき、教室のICT化及びオンライン学習（オンデマンド型、ハイフレックス型）への環境整備を進めている。

教員の勤務については、労働基準法第38条の3に定める専門業務型裁量労働制に関する協定を締結し、授業負担への対策を行っている。

視点3：学士課程における教養教育の運営体制

本学の教養教育は先に述べた教育課程の科目区分「リベラルアーツ・専門基礎」とし、「リベラルアーツ・専門基礎」を領域として領域代表を配置している。領域代表のもと領域会議を開き教養教育に関する情報交換と共有を図っている。また、領域代表者会議において各領域との教育連携を行っている。教養教育科目は、学内の教員及び学外の非常勤講師により運営している。そのうち英語科目は、英語力向上のためのインターネットを利用したeラーニ

ングを導入し、業務の効率化を図っている。

以上、本学では、大学の理念・目的、大学として求める教員像及び教員組織編成方針に基づき、更に、第4章で示した CP を実現していくために、教員組織を編制している。具体的には、教員組織の編成に関する方針と整合性のとれた教員組織体制とし、各学位課程の目的に即した教員配置をしている。特に、教授・准教授の配置については、令和4年度より、クリティカルケア・災害看護領域に教授1名が着任し、配置の基準を満たすことができている。国際性、男女比、年齢構成に多少の偏りはあるものの、適切に編成していると判断できる。

点検・評価項目③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

教員の募集、採用、昇任は、学長を委員長とする日本赤十字九州国際看護大学人事委員会において審議を行う。人事委員会は委員長である学長のほか、学部長、研究科長、学務部長、事務局長により構成され、議決を要する事項は出席者の過半数をもって意見を決する。教員の募集、採用、昇任の基準及び手続きは以下のとおりである。

・教員の採用

教員の採用は、「日本赤十字九州国際看護大学教員任用選考規程」に基づき、人事委員会委員長は人事委員会に選考する専攻領域及び職位、時期を諮り、経営会議において審議し、学長が決定する。学長は、選考に関する決定事項を教授会に報告している。募集は原則として公募にて行う。審査は応募書類による書類選考及び面接とし、書類選考は、人事委員会において「看護大学・短期大学における教育職の選考基準」及び「日本赤十字九州国際看護大学 教員公募基準」に基づき審査を行う。面接者は人事委員会委員とし、人事委員会委員長が必要と認める場合は、学部又は研究科の領域の中から1名を指名し、面接者として行うことができる。選考の決定は人事委員会委員長が選考結果を経営会議に諮り、教授会及び経営会議の議を経て学長が任用の可否を決定する（根拠資料：教員任用選考規程、看護大学・短期大学における教育職の選考基準、人事委員会規程）。

・教員の昇任

教員の昇任は、「日本赤十字九州国際看護大学教員昇任選考規程」に基づき、学長が必要と認める時期に経営会議に諮り時期等を学長が決定する。学長は、選考に関する決定事項を教授会に報告する。申請は承認申請書に教授の推薦状を添え、学部長を経由して学長に申請する。候補者の選考は、人事委員会において経歴、教育研究業績及び学会活動等についての書類審査及び面接を行う。審査の経緯及び結果を経営会議に諮り、教授会及び経営会議の議を経て学長が決定する。

評価の視点2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

規程に基づき、教員を公募し採用活動を実施した。

令和3年度から継続募集していた母性看護領域の助教1名については、令和5年1月から採用することができた。また在宅看護領域の教員については至急補充が必要と判断し、職位を講師・助教・助手と広げ、令和5年度4月に助手1名を採用した。また、令和5年度4月からの着任予定者として、老年・慢性看護領域の助教1名、ヘルスプロモーション・在宅看護領域の助教1名と助手1名を公募し採用を決定した（R4第6回人事委員会議事録、R4第10回経営会議議事録、第7回教授会議事録）。一方、募集継続中の領域の教員については、応募もあるが適切な人材を確保できておらず募集活動を継続している。

教員の昇任についても規程に基づき、ヘルスプロモーション・在宅看護領域の助教1名について令和5年度4月1日付で講師への昇任を決定した（R4第15回人事委員会議事録、R4第19回経営会議議事録、第11回教授会議事録）。なお、採用・昇任ともに面接の際には、当該領域の教授が面接者となった。

以上、本学では大学として求める教員像及び学部・研究科等の教員組織の編成方針及び諸規程に基づき、教員の募集、採用、昇任等について、公正、適切に行っている。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

本学では、FDの定義を「本学の教員が行う授業及び研究指導の内容及び方法の改善等の教育能力及び研究能力の向上を図るために行う研修等」とし、研究能力の向上や研究促進のための支援を目的とした研修の実施や全教員あるいは特定の教員を対象とした研修の実施・評価等を、FD/SD委員会が担っている。

本学が、大学設置基準第25条の3並びに大学院設置基準第14条の3（教育内容等の改善のための組織的な研修等）の定めに基づき行うFDは、FDガイドに沿って実施した。大学設置基準第2条の3並びに大学院設置基準第1条の4（教員と事務職員等の連携及び協働）の趣旨に鑑み、事務職員についても、研修内容によって受講対象となる。FDガイドは、教学、研究、マネジメント、赤十字、国際の区分でそれぞれのFD研修を示しており、目的を認識し研修を受けることにつながっている。令和4年度は新型コロナウイルス感染拡大に配慮しながらも、FDガイドに基づき、FD/SD委員会主催の研修会以外に、国際看護実践研究センター、ICT推進会議、学部教務委員会、研究科教務委員会、研究倫理委員会、ハラスメント防止委員会、危機管理委員会など、他の委員会と連携し、教職員の資質向上のための研修会を開催した。国際看護実践研究センターとFD/SD委員会で共催し、JICAのプログラム「地域保健向上のための保健人材強化」の本学の取り組みについての研修会を開催した。また、学部教務委員会とFD/SD委員会が共催した、2023年度学部シラバス作成に関するオンデマンド研修会は73.8%の参加があった。更に、学部教務委員会主催でレールダルシミュレーター研修会を開催し、81.8%の参加があった。

令和4年8月18日～8月31日に研究活動に関して、管理職を含む在籍教員44名を対象

としたアンケート調査を実施した。そのうち、教員 36 名が回答した（回収率：81.8%）。その結果、助教・助手からは研究グループへの参加を希望する声が挙がっており、学内の教員を巻き込んだ研究活動は少ないと推察された。助教・助手が多くの実験を積み、スキルを向上できる機会を作るため、学内で支援し合う対策を考慮する必要があることが明らかとなった。また、助教・助手が個人で研鑽している現状も明らかであり、講義の聴講等の要望にも応じ支援する必要があることから、「学部・大学院（修士課程）の講義聴講に関する申し合わせ事項」を作成し、令和 5 年度から実施することを周知した（R4 第 13 回教授会議事録、R4 第 13 回教職員会議議事録）。また、科学研究費助成事業の申請に伴う研修、奨励研究・指定研究発表会、新任教員の教育研究発表会を実施した。更に、大学教職員の質向上のための研修として、教員自身の研究能力向上と大学院教育に必要な研究能力向上のための研修を研究科教務委員会と共催で、質的記述的研究の指導方法と量的研究の検定の基礎を学ぶ研修を実施した。

SD ガイドは、本学の職員が身につけるべき資質・能力をわかりやすく明示し、それらの資質・能力の向上を目指した職員研修を体系化したものである。SD は事務職に従事する事務局所属職員（司書・技術職員含む）を主眼に整理しているが、事務職員のみならず学長等の経営会議構成員や教員など、全ての教職員を対象としている。本学が、大学設置基準第 42 条の 3 並びに第 2 条の 3、大学院設置基準第 43 条並びに第 1 条の 4、本学職員就業規則第 59 条の定めに基づき行う SD は、本ガイドに沿って実施している。SD ガイドは、事務職と教育職の職位ごとに求められる研修を階層別研修、目的別研修として基礎知識、語学、教育課程・学生支援、安全・安心、大学評価、外部研修、自己啓発の区分でそれぞれの SD 研修を示し、職位ごとに求められる資質や役割を認識し研修を受けることにつながっている。令和 4 年度、赤十字の理念に対する理解や地域社会に貢献することを目的とした SD 研修を企画した国際看護実践研究センターと FD/SD 委員会で共催し、国際フォーラムは 100%の参加率であった。また、SD 研修として危機管理委員会が主催したコードブルー研修も 91.9%の高い参加率であった（2022 年度研修会一覧）。

評価の視点 2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

ディプロマ・ポリシーに示す力の獲得に向けた授業の活性化と教員の意欲向上を図るために、科目別到達目標の達成度、授業評価アンケート、科目の自己評価の結果をそれぞれ得点化し、合計得点より評価する「学部教育表彰制度」により選出された科目を表彰し、後期に公開授業を実施した。また、実施・評価を行い、「学部教育表彰制度」を再検討し改制し、令和 4 年度、「学部教育表彰制度」に基づいて、学部の授業において貢献した科目担当教員を選出した。更に、教員の教育活動以外に、研究活動、社会活動、組織運営等の資質・能力の評価を行う「大学貢献賞表彰制度」に基づいて、大学に貢献した教職員を選出し、表彰を行った。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（根拠資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

評価の視点1：適切な根拠（根拠資料、情報）に基づく点検・評価

教員組織の適切性については、年間を通して、経営会議が自己点検・評価するとともに、自己点検・評価委員会で適切性を確認している（令和4年度点検・評価報告書）。

また、令和4年度も、外部評価としては、例年通り外部委員6名からなる運営審議会において評価を受け、今後の大学の方向性について意見交換を行った（根拠資料：令和4年度運営審議会議事録）。また、同年度に大学基準協会による第三期大学認証評価審査を受審した（根拠資料：第三期大学認証評価結果）。

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

学部において、充足が必要な人材については人事委員会及び経営会議で検討し、人材確保に向け適切な昇任や採用募集活動につないでいる。採用募集活動については、点検・評価項目③で述べたように採用実績がある一方、一部教員を確保できていない領域については募集活動を継続している。また、令和6年度の学部カリキュラム改正を踏まえ、教育体制の適切性を検証し改善・向上を図っている。研究科において、令和4年度カリキュラム改正を踏まえ、教員組織の適切を検証し改善・向上を図っている。

外部評価として大学基準協会による第三期大学認証評価審査を受審し、令和4年9月には外部委員6名からなる運営審議会において学外からの評価を受け、今後の大学の方向性について意見交換を行った。

第三期大学評価（認証評価）においては以下の2点が指摘された。

- ① 赤十字の基本理念において「豊かな教養と人間性を備えた国際的に活躍できる」人材の育成を目指しているが、「求める教員像及び教員組織編成方針」において、国際性に関して大学として求める具体的な資質等に関する記載が乏しい。
- ② 「人事委員会」の委員は全て「経営会議」の構成員であることや、学長が含まれる「経営会議」での審議を経た後、教授会又は研究科委員会で報告・審議していることなどについては、教員人事の体制・手続としてふさわしいか、検討することが望まれる。

①については、「赤十字の基本理念」には「国際性」が含まれているため、「求める教員像及び教員組織編成方針」に「（1）赤十字の理念に対する深い理解と共感を有する人」と表記することで資質を示しているという考えであったが、学内外においてより分かりやすい表現とすることが次年度の課題である。②については令和4年度中に改善に着手しており、その内容の検討と実質的な運用が次年度の課題である。

（2）長所・特色

本学の目的である、赤十字の人的任務に関わる看護専門職の育成のために、海外での大規模災害や紛争被災国における緊急救援及び復興支援の勤務経験を有する教員を複数名配置している。また、FD/SD 研修として、赤十字の国際救援活動に関する研修会を実施している。これらは、本学の目的の実現に資する事項であり、本学の卒業生の多くが、赤十字施設に就職していることから成果がみられると判断できる。

令和元年度から令和2年度にかけて、教職員の能力向上のためのFDガイドと教職員の管理運営の資質向上のためSDガイドを作成し、本学の目的の実現のために体系的にFD/SD研修会を実施することが可能となった。令和4年度は新型コロナウイルス感染拡大に配慮しながらも、FD/SD委員会と他の委員会組織や国際看護実践研究センター等が連携して研修会を開催し、半数以上の研修会で80%を超える参加率で、他も60%を超える参加率であった。

教員の評価制度としての「学部教育表彰制度」（令和2年度創設）、及び教職員の教育活動、研究活動、社会活動、組織運営等の資質・能力の評価としての大学貢献賞受賞制度（令和3年度創設）によって、教員の教育活動、研究活動、社会活動等が評価されており、活動結果の活用拡大につながっている。

（3）問題点

・教員組織の編成方針に基づき募集活動を行ったが、一部の領域で教員確保ができなかった。

・第三期大学評価（認証評価）において指摘された以下の2点が課題である。

- ① 赤十字の基本理念において「豊かな教養と人間性を備えた国際的に活躍できる」人材の育成を目指しているが、「求める教員像及び教員組織編成方針」において、国際性に関して大学として求める具体的な資質等に関する記載が乏しい。
- ② 「人事委員会」の委員は全て「経営会議」の構成員であることや、学長が含まれる「経営会議」での審議を経た後、教授会又は研究科委員会で報告・審議していることなどについては、教員人事の体制・手続としてふさわしいか、検討することが望まれる。

①については、「求める教員像」の中で、「赤十字の基本理念」に含まれる「国際」の資質をより分かりやすく表現することが課題であり、②については令和4年度中に人事の体制・手続の改善に着手しており、令和5年度にはその改善策を実質的に運用し、その適切性を検証することが課題である。

（4）全体のまとめ

大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示し、方針に基づき、適切に教員組織を編制し、教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っている。これより、大学基準に照らして概ね良好な状態であり、大学の理念・目的に基づいた、教員・教員組織の編成が概ね適切に行われているが、一部の領域で教員確保ができなかったため、学部における令和6年度以降のカリキュラム改正及び研究科における令和4年度カリキュラム改正を踏まえ、教員組織の適切を検証し改善・向上を図る必要がある。

FD/SD活動について、FDガイドとSDガイドを基に、令和4年度は新型コロナウイルス感染拡大に配慮しながらも、FD/SD委員会と他の委員会組織や国際看護実践研究センター等が連携して研修会を開催し、いずれも60%以上の参加率であった。教員の評価制度としての「学部教育表彰制度」（令和2年度創設）、及び教職員の教育活動、研究活動、社会活

動、組織運営等の資質・能力の評価 としての大学貢献賞受賞制度（令和3年度創設）によって、教員の教育活動、研究活動、社会活動等が評価されており、活動結果の活用拡大につながっている。更に、研究活動については、研究に関する複数の研修会を開催するとともに、全教員を対象としたアンケート調査の結果を基に、教員の自己研鑽に資するための「学部・大学院（修士課程）の講義聴講に関する申し合わせ事項」を作成し、令和5年度からの実施を周知している。

一方、第三期大学評価（認証評価）において指摘された以下の2点は課題である。

- ① 赤十字の基本理念において「豊かな教養と人間性を備えた国際的に活躍できる」人材の育成を目指しているが、「求める教員像及び教員組織編成方針」において、国際性に関して大学として求める具体的な資質等に関する記載が乏しい。「赤十字の基本理念」に含まれる「国際」の資質をより分かりやすく表現することが課題である。
- ② 「人事委員会」の委員は全て「経営会議」の構成員であることや、学長が含まれる「経営会議」での審議を経た後、教授会又は研究科委員会で報告・審議していることなどについては、教員人事の体制・手続としてふさわしいかを検討することが必要である。令和4年度中に人事の体制・手続きの改善に着手しており、令和5年度にはその改善策を実質的に運用し、その適切性を検証することが課題である。

第7章 学生支援

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、入学者の傾向などを踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学は、赤十字の理想とする人道的任務の達成を図るため、看護に関する学術を中心として、広く知識を授け、深く専門の学術を教授、研究するとともに、知性、道徳及び応用能力を養い、もって国内外で活躍できる実践力を持った看護専門家の育成及び看護学の発展に寄与することを教育理念としている。上記理念を踏まえて令和元年に学生支援に関する方針を定めた。学生支援に関する方針は学部及び大学院ともに学生便覧等に掲載し、学内外に公表し、その内容に基づいた支援を行っている。方針では、学生が学修・研究に専念し、有意義な大学生活を送るために、修学・研究支援・生活支援・キャリア支援の3つの方針での支援を定めている（根拠資料：学生便覧）。

1) 修学・研究支援では、学生が学修・研究に専念できるように環境整備に努め、奨学金制度、経済支援等の充実により経済的な側面からも支援を行う。具体的な支援内容としては、アカデミックアドバイザーによる相談体制の整備、気がかり学生の情報収集と支援体制の整備、学習環境や課外活動の活性化に向けた整備、奨学金制度の充実、障がい学生への支援体制の整備を行っている。

2) 生活支援では、学生の人権尊重を基本とし、一人ひとりが心身ともに健康で、かつ安全で安定した学生生活を送るために、必要な基盤を整備するとともに、豊かな人間性をはぐくみ、自らが主体的に研究・学習活動ができるように支援を行う。具体的には、健康管理体制の整備、相談体制の整備、正課外活動の支援、危機管理体制の整備を行っている。

3) キャリア支援では、学生自らが職業の適性、専門職としての潜在能力、希望・動機を確認することで自身にとってふさわしいキャリア形成が行えるよう、必要な情報提供等の支援を行う。具体的には、キャリア形成支援のための各種講座を実施している。

上記方針の実現のため、学生支援委員会では、教員、職員、保健室職員等が中心となり、学生支援体制を整備している。更に、教務委員会、ハラスメント防止委員会、危機管理委員会等が連携を図り、支援体制を強化している。これらの取り組みを進める中で、課題となる事案については、教職員会議で情報を共有し全学的に学生支援に取り組んでいる。

研究科では、令和2年より、全学共通の学生支援に関するポリシーを明示し、学生便覧に記載するとともに、その内容に基づいた支援を行っている。在学中に必要な経済的支援については、赤十字関連奨学金、学外奨学金などの情報をホームページに記載し公開している。外部の研究資金等に関する情報については、財団・民間等研究助成募集情報を学生便覧に掲載するとともに 最新の情報を学内メールで配信し、学生が随時応募できるよう整備している。（根拠資料：HP, シラバス）。

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備

されているか。また学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・正課外教育
- ・障がいのある学生に対する修学支援
- ・成績不振の学生の状況把握と指導
- ・留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・退学希望者の状況把握と対応
- ・奨学金その他の経済的支援の整備
- ・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点3：学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・学生の相談に応じる体制の整備
- ・ハラスメント（アカデミック、セクシャル、モラル等）防止のための体制の整備
- ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

評価の視点4：学生の進路に関する適切な支援の実施

- ・キャリア教育の実施
- ・学生のキャリア支援を行うための体制の整備（キャリアセンターの設置等）の整備
- ・進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施
- ・博士課程における、学識を享受するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供

評価の視点5：学生の正課外活動（部活動）を充実させるための支援の実施

評価の視点6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

【学部】

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

学部では、アカデミックアドバイザー（AA）制度を継続した。学生側の評価として、学生生活調査を活用した。教員側の調査は2023年2月にアンケート調査を実施した。学生からの意見としてAAとの関係はおおむね良好で適切に支援を受けることができているという意見であったが、一部の学生からAAにより支援に差があるという意見が出されていた。支援内容に差が出ないようにAAに対しては「AAサポートガイド」を活用した支援を推進した。今年度の調査では、回答者の74%の教員がAAサポートガイドを活用しておりAA業務の標準化につながっていると考えられた。教員側のアンケート結果では、AAゼミ日程を開催したいが、4学年が集合する日程の調整が難しいという意見があり、3日ほど開催可能な時間を提示したことで、アンケート回答者全員がゼミを開催することができており今後もゼミ開催が可能な日程を提示する。

また、就学・生活・経済的課題・メンタル不調などの問題により、AAが学生の個別支援に負担を感じるケースも増えてきた。これらの影響により、毎年担当する学生を変更して欲しいという意見があったが、担当教員との関係ができた中で変更することにもリスクが

あるため、補佐教員の配置の方法を検討し、課題の多い学生を多く担当するAAの負担の軽減を図っていく。

気がかり学生の報告体制について、報告ルートが複雑であるという意見も出ていた。学生支援委員会内で検討した結果、学年担当はほぼ報告を受けていない状況であったため、実働に応じた報告ルートに変更した。

評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施

・学生の能力に応じた補習教育、補充教育

国家試験受験対策担当者と4年生学年担当が中心となり、国家試験合格率100%を達成するための年間計画を作成し支援を実施した。学生の学修環境の整備としてラーニング・コモンズを学習室として、また2023年1月中旬よりTeamsにてオンライン自習室を開設し学習環境を整備した。不安や質問がある学生に対しては、適宜オンライン（Teamsのチャット機能）や対面で学習支援、面談、指導を行い学生の不安軽減に努めた。また、模試の成績低迷者に対して学生支援委員長・副委員長、学年担任、国家試験受験支援担当による面談にて、学生の学習状況の確認や学習方法の伝達を行い、国家試験へ向けての学習を継続できるよう支援した。国家試験対策として予備校講師による補講を学務課学生支援係と連携し調整を行った。学内補講では、夏季及び冬季の2タームにおいて国家試験受験支援担当より人体の構造と機能、病態生理学や基礎看護学、成人看護学、母性・小児看護学を中心に約20コマ程度実施した。模試返却においても、学務課学生支援係と連携し、学生へ模試の成績が遅滞なく返却できるよう取り組みを行った。成績を取りに来ない学生に対しては個別に連絡を行い、学生全員へ返却できるようにした。

・正課外教育

令和4年度版正課外活動プログラムを作成し、学生の正課外活動を推進した。コロナ禍ではあったものの、適切な感染対策のもと地域連携・教育センターと連携を図り正課外での活動の場を提供することができた。正課外活動はポイント制にし、学生がポータルサイトで自己管理できるようにした。ガイダンスでの説明やボランティア活動に参加した学生に入力推進に向けた働きかけを行った。ボランティア活動等の正課外活動参加者は増えてきたがポータルへの活動状況入力が進んでいないため、今後もガイダンス等で入力の案内を継続し入力を推進するための活動を継続する。また、就職の学内推薦選考の際の基礎資料として活用できるように推薦選考規定の見直しを行う。

令和3年度から開催されている「学長杯」は、対面で実施することができ日本赤十字社福岡県支部や福岡赤十字病院などの関連組織と連携する企画となり学生の学びの場とすることができた。

・障がいのある学生に対する修学支援

合理的配慮を必要とする学生に対しては、障がい学生支援フローチャートに基づき、入学前から面談を行い、合理的配慮を行っている。今年度は、合理的配慮に関する規定の見直しを行わない支援体制及び手続方法について整備を行わない2名の学生からの申請を受け配慮内容を検討することができた。

・成績不振の学生の状況把握と指導

・留年者及び休学者の状況把握と対応

・退学希望者の状況把握と対応

学生の個別学習支援は、AAが中心となり実施した。定期試験前後には、学習の状況を確認するための個人面談などを積極的に実施し、学生の課題に応じた支援を実施している。個別支援には、プレ・ディプロマ・サプリメントを活用しながら実施している。成績不振や学籍異動に関わる状況がある場合には、教務委員会と学生支援委員会（AA）が連携して、履修指導を行っている。

- ・奨学金その他の経済的支援の整備
- ・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

各種奨学金情報については随時ポータル配信し、適切に手続きを行った。給付型奨学金の選考を実施し経営会議に報告した。選考過程において課題が明確になり、制度の見直しに関する提案を作成し、2022年9月に提案をした。

評価の視点3：学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・学生の相談に応じる体制の整備

相談体制として、AAの他にスクールカウンセラー（月2回予約制）に加え24時間対応可能な学生相談ダイヤルを活用できる体制を継続している。前期・後期ガイダンスにて各学年に相談窓口を紹介した。前期の学生生活調査において【相談ダイヤル】を知らないと回答した学生の割合は平均32%（1年：64%，2年：23%，3年：31%，4年：10%）であったため、後期ガイダンスでも再度周知した。年間の相談件数はスクール・カウンセラーのべ66件（2022年12月現在）、学生相談ダイヤル：のべ2件であった。学生相談ダイヤルについては利用件数が少ないことから、気軽に利用できる体制づくりなどメンタルヘルス支援について強化対策を検討する。

- ・ハラスメント（アカデミック、セクシャル、モラル等）防止のための体制の整備

ハラスメント防止委員会では、学校法人日本赤十字学園ハラスメント防止規定及び日本赤十字九州国際看護大学ハラスメント防止規定に基づいてハラスメント防止のための諸規定を整備した。学生に対しては、ホームページや学生掲示板にハラスメント相談体制を掲示し、ハラスメントに関する苦情・相談に対応するため、相談員を配置し、学生からの苦情や相談の申し出を受ける仕組みがあることを周知している。更に各期のガイダンスにおいて「ハラスメントのないキャンパスを」というリーフレットを配布し、ハラスメントについての説明を行っている。教職員対象にハラスメントに対する研修を、オンデマンドで実施し確認テストを行った。

- ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

健康管理担当と保健室職員が連携しながら、学生の心身の健康や保健衛生への配慮を行った。保健室については、月間の利用状況の集計をもとに支援が必要な課題を分析しながら、感染対策・健康管理を行った。感染管理については、新型コロナウイルス感染症感染拡大予防のほか、ノロウイルス感染予防について、ポータル配信や事務室前のモニター活用、前期・後期ガイダンスにて周知を行った。4月からの新型コロナウイルス感染症の陽性者数は120名であり（2023年1月31日現在）ではあったが、クラスター発生には至っておらず、次年度も引き続き感染予防対策について呼びかけを継続することを検討する。

健康管理については、定期健診・抗体価検査・各種ワクチン接種に関する対応を行った。健康診断の結果、再検査が必要な学生に対しては、保健室職員が中心となり、保健指導を行った。また、学生自身で自己管理ができるように「健康管理セルフチェックシー

ト」及び「健康管理表」を活用した。学生生活調査において「健康管理票」を記載していないと回答した学生の割合は平均9%（1年：21%，2年：8%，3年：3%，4年：3%）であり、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策に関しては概ね自己管理ができているといえる。「健康管理セルフチェックシート」については、前期ガイダンスにおいて必要性を説明し、必要項目の記入や登校時・実習時の持参など呼びかけた。しかしながら、記載していないと回答した学生は平均49%と半数近い割合であった（1年：40%，2年：66%，3年：20%，4年69%）。このことから、記載すべき健康上の問題がある学生は少ないと推察されるが、適切な自己管理ができるよう次年度も継続して呼びかけることを検討する。

学生生活の安全への配慮としては学生便覧に生活上の留意点を記載し、ガイダンス等で周知している。加えて学内に不審者が侵入した際の対応マニュアルや災害等緊急時の対応マニュアルを作成している。今年度は危機管理マニュアルの見直しを行い、組織体制を整備した。安否確認のため、ANPICを導入し、報告訓練を実施した。

本学は地域に開かれた大学であり、図書館や食堂の利用など多くの市民が手軽に訪問しており、外部者の体調が不良となるという事態を受け、学内での緊急体制の見直しを行った。救命救急処置が必要な場合の対応としてAEDの設置は当然のこととして、より速やかに対応できるようコードブルーマニュアルを作成した。今年度は、教職員のみならず学部3年生を対象に、コードブルー研修を実施し、所定の課題をクリアした受講者には修了証を発行した。

評価の視点4：学生の進路に関する適切な支援の実施

- ・キャリア教育の実施
- ・学生のキャリア支援を行うための体制の整備（キャリアセンターの設置等）
- ・進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施

キャリア教育については、正課科目（キャリアデザインⅠ・Ⅱ）と正課外プログラムを連動させながら実施した。これらの運営には、委員会内のキャリア支援担当と学生支援係が連携を図りながら企画を運営評価した。特に就職活動が始まる3年生は、コロナ禍の入学生であり、さまざまな制限下で学生生活を過ごしてきた影響を受け、就職活動への取り組みが遅れる傾向にあり、2022年6月に開催したセミナーには、62名しか参加していなかった。そこで、11月のセミナー時には就職活動への動機づけを行った後に自己分析・病院研究講座と先輩講演を同時開催し、事前に「キャリア支援スケジュールと心構え」についてガイダンスを行い、92名の参加があった。先輩講演では3名の4年生に協力を得て「どのように就職活動をすすめたか」を中心に講話してもらい、3年生からも積極的に質問を出すことが出来ていた。

2023年2月の赤十字合同キャリア相談会は、2日間で18施設の参加で開催した。学生参加は86名。施設側からは、「施設を知ってもらう良い機会になる」など開催することに肯定的な意見を多くいただいた。学生も「非常に満足した」「まあまあ満足した」が97%占めており、就職活動に向けての良い機会となっていた。

評価の視点5：学生の正課外活動（部活動）を充実させるための支援の実施

サークル活動については、学務部長と連携を図りながら、自治会執行部のサポートを行

なった。特に感染対策については各サークルの特性を確認しながら感染対策指針を作成してもらい安全に活動が再開できるようにサポートを行ったことにより、すべてのサークルが活動を再開することができた。

評価の視点6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

自治会活動サポートにおいて、自治会執行部を通して学生の要望を確認しながら対応を進めた。また、2年ぶりに自治会と大学の意見交換会の開催ができた。

【大学院】

評価の視点1、2、3、4、6

学生支援を担当する組織は、研究科教務委員会、各指導教員、学務課であり、学生支援に関するポリシーに基づき支援した。

修学支援として、まず、前期後期ガイダンスにて履修指導を行った。その後は、研究指導教員が随時行った。キャリア支援として、助産コースのM2学生に研究指導教員と学務課が関わり、全員の就職が決定した。経済的支援として、学務課より奨学金等の案内をしたところ、上田奨学金に2名の応募があり、応募学生への支給が決定した。

生活支援として、学生支援ポリシーに基づき、心理カウンセラーの活用、ハラスメント相談窓口に関する周知を、前期ガイダンスで行った。

学生からの要望の対応として、前期終了時に、学習環境アンケートを実施し、学生から出た意見について対応を決定し、学生に周知した。学生の意見をもとに、古い備品の廃棄、使用していないプリンターの活用促進等を行った。また、コースモニタリングとリサーチワークモニタリングを前期と後期の2回行い、学生の意見をもとに改善に取り組んだ。

博士課程在学学生に対してのキャリア支援は、プレFD研修会を2回行った。将来の教授職を目指し、学識を享受するために必要な能力を培うための研修会である。研究方法（質的研究、量的研究）に関する研修会を実施し、受講した院生によるアンケート評価では達成度が高く好評であった。

今年度、教育・研究者コース1年1名と助産コース1年1名が前期に退学した。それぞれ、家庭の事情と進路の変更であり、指導教員と複数回面接を行ったが、退学に至った。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠資料に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

評価の視点1：適切な根拠資料に基づく点検・評価

学生支援体制の適切な整備については、学年ごとに実施する学生生活調査による学生の意見聴取と年度末にアカデミックアドバイザーに対するアンケートを実施し評価した。アカデミックアドバイザーの対応力向上のため、アカデミックアドバイザーサポートガイドを作成しているが、調査の結果を反映させ改訂を行った。修学支援については、学生生活調査で、学生の学習意欲や学習への専念の状況、学習時間を調査し、学年ごとの学習課題

を抽出し、学年担任がガイダンス等で課題解決に向けた学習の動機付けやアドバイスを行っている。修学や生活状況等に課題のある学部生に対し、学生支援委員会と教務委員会、アカデミックアドバイザーが連携できるように体制を整備し、関連組織で評価しながら対応している。課題のある学生の情報を、教職員が共有できるように情報収集ルートが明確になっており、関係者が連携を図り早期に介入できるような体制が整備できており、適切な支援ができていると評価する。看護学実習に関連した予防接種等の感染対策や、学生個々の健康管理の周知・対応が図れるよう、学生支援委員会、実習委員会、各科目担当教員、学校医、健康管理担当責任者、保健室職員で情報を共有し、協働している。また、心身の健康問題を抱えている学部生・大学院生についても関連委員会、関係教職員間で共有し、必要に応じて介入及び専門家に引き継ぐ対応を継続して行っている。学部生・大学院生並びに教職員全員がハラスメントに関する基本的知識を理解し、防止への意識の向上が図られているので、今後もガイダンス等を通して学内に用意している制度について周知し、課題を早期に発見及び予防できるように取り組むことができている。以上より適切な支援ができていると評価する。

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

学生の支援体制は、アカデミックアドバイザー制度を導入している。アカデミックアドバイザーが、4年間を通して学生を支援することにより、学生の学修課題や希望を尊重しながらきめ細やかな支援を行うことができている。アカデミックアドバイザーとの関係性が密になることで指導効果を得ている一方で、課題がある学生を担当している教員の負担もあり、よりきめ細やかに支援するため、課題がある学生を配置しているゼミには補佐教員を配置することにした。また、キャリア支援や健康管理、国家試験受験支援対策については、学生支援委員会に担当者を配置して活動を行った。企画内容はアンケート等の結果を反映させ内容を改善した。正課外活動の支援については、感染対策を検討しながら自治会やサークル活動を拡大していくことができた。

【大学院】

修士課程では、アセスメント・ポリシーに基づき評価した。今年度、就学（研究活動）支援について、リサーチワークモニタリングにて、学生より各種発表会の日程と発表方法の早期通知に関する要望があり、次年度はガイダンス等で複数回周知することとした。また、研究計画書や修士論文の提出方法、研究費の使用方法など、各種手続きについて丁寧な説明がほしいという要望があったため、次年度はガイダンス等で知らせていくこととした。これ以外に、今年度は助産師国家試験に5名中1名不合格であったため、次年度は、修士課程2年生の助産コースの学生に対して、助産師国家試験合格に向けてより細やかに支援することとした。

博士課程では、前期に学修環境とリサーチワークに関するアンケート調査をWEB上で実施した。学修環境については大きな改善点の指摘はなかった。リサーチワークに対するWEB調査では回収率が悪かったため、後期は3年生に対しヒアリング調査を行い、計画的に研究活動が進んでいることが明らかとなった。今後も、リサーチワークに対するヒアリング調査を行っていく。

長所・特色

従来より、学生支援ポリシーに基づき、きめ細かな支援を行うためにアカデミックアドバイザー制度を導入し、今年度も支援を行った。本制度により、一人の学生を入学から卒業まで支援を継続することができ、より学生の個別課題に対応することができるとともに、学生にとってもアカデミックアドバイザーが、充実した学生生活を送るための良きアドバイザーとなっている。異学年間の学生がゼミごとに活動することも可能であり、特に新入生にとっては、コロナ禍においては様々な活動等が制限される中、先輩後輩のつながりを作ることができない状況となった。この状況下、学生自らが、新入生のサポートをするための活動を発案するなど主体的な活動につながっていった。また、今年度は、サークル活動やボランティア活動等の正課外活動を推進することができた。感染対策を工夫しながら、より充実した学生生活となるよう支援することができた。

(2) 問題点

特になし

(3) 全体のまとめ

大学は学生支援に関する全学的な方針を定め、学生便覧、ホームページに継続的に掲載し公表するとともに、学生を多面的に支援している。学部では学生支援委員会、大学院では研究科学務委員会で学生支援ポリシーの点検・評価と支援内容の適切性の評価を行っている。

第8章 教育研究等環境

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的・各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

キャンパス全体の施設・設備・環境整備とその管理・運用については、「日本赤十字九州 国際看護大学施設設備整備基本計画」、教育研究等環境の整備については、「教育研究等環境の整備に関する方針」、更に学生や教員の研究活動については、「研究推進基本方針」を定めている。また、COVID-19 パンデミックへの対応から ICT 化の推進が求められ、令和3年4月に「デジタルトランスフォーメーション（以下、「DX」という。）の推進計画」を策定した。

各方針はホームページで公表している。また、教職員ハンドブックに掲載し、教授会、教職員会議等において周知している。以上より、本学において、教育研究活動に関する環境や条件を整備するための方針を適切に明示していると判断できる（教職員ハンドブック、ホームページ）。

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1：施設・設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品の整備
- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

評価の視点1：施設・設備等の整備及び管理

校地面積については 54,841 m²を確保しており、大学設置基準を十分に満たしている。校舎面積についても 11,047 m²を確保しており、大学設置基準上必要な面積と比較しても十分な校地・校舎を整備している（大学基礎データ表1）。

Society5.0時代を見据えたデジタルトランスフォーメーション（以下、DXという。）推進計画に基づき「ICT利活用環境推進整備」を進めている。その中でも最も重要な「学内ネットワーク基盤の拡張・強化」における「学内通信の高速大容量化に対応する学内基幹LANの敷設工事」と「学生用スマートデバイスに対応した学内高速無線LANの再整備工事」を行い、DX推進を加速させた。更に、時代に応じて進化するICTに適用するため、ICT教育に特化し携帯性にも優れた高性能なノートパソコン（教職員用）の更新を行った。（根拠資料：令和4年第15回経営会議議事録）

また、DX 推進計画に基づく遠隔授業設備を、令和 3 年度は大講義室の 4 室に導入、令和 4 年度は実習室 3 室、オーヴァルホール（大ホール、研修室）に導入し、本学のほとんどの教室においてハイフレックス型授業が可能となり、ICT を有効活用した効率的な学修を行う環境を整備した（根拠資料：第 9 回 ICT 推進会議議事録）。

○ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品の整備

DX 推進計画及び重点計画に基づき、令和 4 年度は、学内基幹ネットワークの拡張・強化及び情報機器の整備を行った（根拠資料：第 3 回 ICT 推進会議議事録）。教室等の整備では、電波法に基づき講義室 203、204 の音響機材を更新した（根拠資料：第 9 回 ICT 推進会議議事録）。また実習室 1～3、オーヴァルホール及び研修室（大）に遠隔授業設備を導入した（根拠資料：第 9 回 ICT 推進会議議事録）。情報機器の整備として教職員が使用しているノート PC 及びデスクトップ PC を高機能性ノート PC 及びモニターに交換した（根拠資料：第 1 回 ICT 推進会議議事録）。教材関連では、昨年度導入した高機能シミュレーターを web カルテ連動させ、演習・学内実習等で活用している（根拠資料：ウィズコロナ時代の新たな医療に対応できる医療人材養成事業実績報告書）。次年度は MR ゴーグルを使用した看護技術の教材を開発する（根拠資料：ウィズコロナ時代の新たな医療に対応できる医療人材養成事業実績報告書）。

○施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保

教育・研究環境は、教育研究等環境整備に関する方針に基づき計画的に整備し、自己点検・評価を実施している。

大学全体の施設・設備等の維持管理 については、主として財務課が担当し、学内の警備業務、清掃業務、設備等保守管理業務、情報通信システム保守管理業務、緑地管理業務等は外部委託によって安全管理に努めている。本学は令和 3 年に開学 20 年を迎えた。経年劣化による修繕は平成 23 年度に補修を実施し、その後も設備改修を含め逐次行っている。

教育研究等環境の安全性・衛生については、毎月 1 回安全衛生委員会が施設巡視を行い、破損や危険箇所、衛生状態の確認を行い、必要時修理、補修、改善を行っている。各棟に多目的トイレを配置し、また、段差が生じている場合は修理を行い、バリアフリーへの対応や快適に利用できる環境を整備している。特に、臨地実習を想定した設備備品は、看護領域（基礎、成人、老年、母性・小児、助産）の特性を考慮しながら実習室の点検・整備を定期的実施し、十分な数を確保し使用できる状態を維持している。

（R4 安全衛生委員会第 1～12 回会議録）。

○バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備

バリアフリーへの対応については、本学の主要校舎 3 棟の各校舎の 1 階には多目的トイレ、建物の中央にエレベーターが設置されている。各校舎は廊下でつながっている。また、廊下や空間は十分なスペースがあり車椅子等での通行にも問題はない。また、随所にテーブルや椅子などを配置し、本学を利用する人すべてに支障がなく快適に過ごせ

るよう整備している。

○学生の自主的な学習を促進するための環境整備

令和4年度は前後期とも対面授業を実施した。グループワークをする機会も増えたため、学務課と協力しながら学生が使用できる教室の確保に努めた。ラーニング・コモンズは1テーブル1学生の配置を継続した。学生自治会との意見交換会において、学生から図書館の開館時間の延長及び土曜日の開館について意見が出た。本学の「新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動指針」に鑑み、検討することとなり、学生自治会にもそれに向け回答した。

大学院についてはアンケート調査を実施し、図書館の開館についての意見が出され、今後は新型コロナウイルス感染症の動向及び行動指針をふまえ、図書館運営委員において検討している。

以上のことから教育研究等環境として適切であると判断できる。

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・学術情報へのアクセスに関する対応
- ・学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

評価の視点2：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

図書館内の閲覧席は109席を設けている。すべて個人用の閲覧席であるため、グループ学習は別棟にあるラーニング・コモンズの利用を促している。平常の開館時間は、平日8:45～20:00、土曜日8:45～18:00であるが、令和4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動指針1.5段階に伴い、図書館の対応を見直し、開館時間を平日8:45～18:30とし、人数制限を設けず、予約なしで図書館を利用できるように変更した（根拠資料：新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動指針に伴う図書館の対応）。利用が集中する時間帯には、専門的な相談や質問に確実に対応できるよう、司書の資格を有する専任の職員を平日は2～3名を配置している。

図書館の蔵書数は、令和5年3月31日現在、48,646冊（和書41,627冊、洋書6,865冊、電子和書154冊）である。購読雑誌数は和雑誌2,203タイトル、洋雑誌1,743タイトルの合計4,046タイトル、うち電子ジャーナル3,303タイトルであり、看護系大学・大学院として通常備えるべき書籍・文献数を超えて、学生・大学院生・教職員の声を反映させながら、多様な分野の教育研究にも支障のないよう定期的に整備を行っている。赤十字・国際を標榜する大学の図書館として、赤十字に関する図書を遺漏なく収集するとともに、本学図書館の特別コレクションとして災害看護・人道科学関連の図書購入費の特別枠を設置して整備している（根拠資料：令和4年度図書館基礎データ）。

また、平成 28 年度末から「大学古本募金」事業に参加し、得られた募金を、学生からのリクエスト等、学修に必要な図書の購入に充てている。本学のホームページに大学古本募金専用ページを設置し、同窓会の協力を得て、福岡赤十字病院でチラシを配布するなどして、学外者からの寄付も得られている（根拠資料：2022 年度図書館予算）。

これらの図書を活用した学生の読書活動を促進するために、図書館運営委員会では、毎年、知的書評合戦「ビブリオバトル」を開催している。令和 4 年度はコロナ禍によりオンラインで実施したが、12 名の学生参加があり活発なバトルが展開された。勝利した 1 名は、オンラインによる全国大会に出場した。

また、上記ビブリオバトルで学生から紹介された図書や、教職員の勧める図書のコメントを記載した冊子を写真やイラスト付きで作成し、入学式で配布し、本学ホームページの図書館サイトにも掲載している。その他、図書館ホームページには学生、教職員が、お勧めの本をリレー形式で紹介していく「本でクロス！もっとクロス！」コーナーも設けており、勧められた本を通して新たな興味や関心を広げる機会をつくる等、読書活動を促進している。

学術情報提供サービスについては、カウンターでの貸出等とは別に、ホームページ上のメニューにより、学内外からオンラインで所蔵資料の検索や予約が可能である。また、国立情報学研究所の提供する ILL サービスを利用し、学外から文献複写の取り寄せ、図書の相互貸借も実施している。令和 4 年度は、大学の立入り制限の状況に鑑み、図書や複写物の郵送サービスも実施した（根拠資料：新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動指針に伴う図書館の対応）。

また、医学中央雑誌 Web、CINAHL、メディカルオンライン等の看護・医学情報のデータベースや、新聞データベースのヨミダス歴史館、文献情報管理ツールの RefWorks を導入し、学外からも利用できるよう設定して利用者、特に働きながら通学する大学院生へも便宜を図っている（根拠資料：令和 4 年度図書館基礎データ）。令和 2 年度から導入したオンライン授業や自宅での学修に有用な看護技術の学習用データベース「e ナーストレーナー」も令和 4 年度も継続して活用している。その他、学外からアクセス可能な電子書籍を積極的に購入し、利用者の学術情報へのアクセスに配慮している。

上記のサービスを学生が効率的に活用できるよう、教員と司書が連携して指導を行っている。まず、初年次教育の充実を目的とした「基礎力総合ゼミナール」では、情報の収集や利用方法に関する基礎的技能を習得できるよう、「図書館・インターネット利用の基礎」及び「情報活用の方法と倫理」の時間を設けている。具体的には、教員は情報の引用方法や注意点、出典の書き方等を、資料や練習問題を提示して授業を行い、司書は学生がデータベース等を用いて実際の課題に沿った情報検索及び収集を行う際の指導を行っている。3 年次の「看護研究方法」の課外授業として、医学中央雑誌 Web、CINAHL 等、4 つのデータベースの検索ガイダンスを実施している。大学院生には「文献クリティーク演習 英文献の検索」の授業にて英文献の検索ガイダンスを実施している（大学院シラバス「文献クリティーク演習」）。コロナ禍により、令和 4 年度は一部のガイダンスをオンライン（オンデマンド動画視聴を含む）で対応した。

上記支援の他、4 年生及び大学院生へは、個々人の卒業研究、修士・博士論文のテーマに応じた文献検索支援（オーダーメイドガイダンス）を実施しているが、これらについても、令和 4 年度はメールで対応した。教員へもニーズに応じて、研究に必要な資料の検索支援を

行っている。また、教員の研究成果は、オープンアクセスリポジトリ推進協会が提供するサービス JAIRO Cloud を利用して構築した本学学術機関リポジトリにて積極的に公開するよう促している（根拠資料：本学リポジトリ運用指針）。

他図書館とのネットワークの整備においては、宗像市図書館と相互貸借を実施しているが、令和4年度は市民図書館の閉館や、本学の学外者の利用制限による影響もあり、本学から他の図書館への貸出実績はない（根拠資料：令和4年度図書館基礎データ）。

令和4年後期（11月9日～12月27日）に図書館の利用についての状況と意見を尋ねるアンケート調査を学部生、大学院生、教職員へ実施し、118名（21.1%）の回答が認められた。学部生や大学院生で図書館サービスのうち利用度が低い項目が明らかとなったため、令和5年度のガイダンス時に資料配布を行い、在校生向けに院生室掲示により、変更した行動指針を示し、図書館サービスや来館予約及び利用人数制限がないことを周知する。教職員で利用が低い図書館サービスが明らかとなったため、学部や大学院のガイダンスへの参加時や掲示により、図書館サービスや来館前連絡及び利用人数制限がないことの周知を強化した。また、開館時間に関する希望は「平日の開館時間を通常時の20:00閉館に戻してほしい」が32.2%「土曜日の開館時間を通常時の8:45～18:00に戻してほしい」が31.5%であった。まず、平日昼間の利用を拡大するために、IC化に加え、他の図書館サービスを改善し、令和5年度、新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動指針の変更に合わせ開館時間の延長を検討する（根拠資料：2022年図書館アンケート結果と対策）。

令和4年9月に本学の研究推進基本方針に基づき研究成果を学内外に広く発信・公表し、保健医療・福祉、看護の発展に貢献することを目的として、オープンアクセスに関する方針を図書館運営委員会、FD/SD委員会、研究倫理委員会合同で作成し運用している。本方針は、研究成果を本学の機関リポジトリである「日本赤十字九州国際看護大学学術情報リポジトリ」に登録することで、グリーンオープンアクセスの実現を目指すものである。（根拠資料：日本赤十字九州国際看護大学 オープンアクセス方針 実施要領）

点検・評価項目④：教育研究等を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1：研究活動を促進させるための条件の整備

- ・大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・研究費の適切な支給
- ・外部資金獲得のための支援
- ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制

教育・研究環境は、教育研究等環境整備に関する方針に基づき計画的に整備している。特に臨地実習を想定した設備備品は、看護領域（基礎、成人、老年、母性・小児、助産）の特性を考慮しながら実習室の点検・整備を定期的に行い、十分な数を確保し使用できる状態を維持している。

令和4年度入学生より電子テキストが導入され、自宅や実習先でも学習する環境が整ってきた。また、演習において、シミュレーション教育の重要性と充実がますます求められ、

本学では認定看護師教育課程研修生用に購入した高機能シミュレーターを学部や大学院生の教育でも使用し、映像機器と連動させることでより臨床現場に近い状況を再現している。令和4年度、コロナの影響を受け、一部の実習で受け入れ中止となり、学内実習への切り替えを余儀なくされた。そこでも臨床現場で遭遇する事例の看護展開（ロールプレイを含む）、臨床現場と大学を zoom でつなぎ臨床現場の見学やケース・カンファレンスの実施、360度カメラで臨床現場を撮影し、その映像を VR で視聴する疑似体験学習等、ICT も活用しながら対応した。また、大学院助産教育コースでは助産演習に必要な分娩介助演習モデル、腹部触診モデル、助産診断シミュレーター等を整備し活用している。

本学は、私立大学等改革総合支援事業にて、タイプ1『Society5.0』実現等に向けた特色ある教育の展開に選定された。それに先駆けて（2）でも述べたように情報処理室のパソコン66台、CALL教室のパソコン54台、ラーニング・コモンズ10台、図書館20台を配置し、学生が学内で使用できるようにしている。学生の情報機器必携に備え、台数や環境を整備している。令和3年度から導入したLMS（Learning Management System）のMoodleを令和4年度も一部の授業や実習で活用した。（根拠資料：本学における教育の質向上のためのICT利活用環境推進整備について）

教育環境の質向上の一環として、学部生ではステューデント・アシスタント（SA）、大学院生にはティーチング・アシスタント（TA）を任用する制度がある。TAについては、学部生対象の演習や講義の援助を担当してもらうなど、教育の一翼を担う機会を提供している。学部生については、SAに関する規定に基づき、学期はじめにSA任用を希望する科目を募るとともに学生を募集している。応募した学生には事前研修を実施し、その後科目担当教員の指導のもと、受講学生のサポートをしてもらう。これまでの実績は、1年生科目「人間工学」の車椅子移送、2年生の「老年看護Ⅰ、Ⅱ」の演習、3年生の「クリティカルケアⅡ」の演習などである。SAを経験した学生はファシリテートすることの意味や意義、学習の再確認の機会となったこと、受講した学生からは上級生からの的確なアドバイスや学生目線で支援をしてもらえた等、双方において学習効果をもたらしている。

教員の研究環境については、令和4年8月18日～8月31日に研究活動に関して、管理職を含む全教員44名（調査当時）を対象としたアンケート調査を実施した。そのうち、教員36名が回答した（回収率：81.8%）。その結果、研究を阻害する要因として業務過多という認識を多くの教員が持っていることが明らかとなった（根拠資料：教員の研究活動に関するアンケート調査結果）。研究時間の確保とともに研究条件の整備と研究活動の場の確保が必要であるため、「教員の研究日新設に関する申し合わせ事項」を作成し、次年度から実施する（根拠資料：令和5年度教員の研究日新設に関する申し合わせ事項）。教員の研究費及び研究活動旅費については、職位に応じて個人研究費と学内措置として研究資金及び学会活動参加資金（発表のための出張旅費（国外を含む）を支給する奨励研究制度がある（根拠資料：財務1本学奨励研究等取り扱い内規）。令和4年8月にオンラインにて奨励研究報告会を開催し、中間報告1件、最終報告3件を発表し、その参加率は97.7%と高かった。報告会後のアンケートにより、双方向の知の交換の場となることを望む意見があり、令和5年度は、開催方法を変更して開催予定である。また、研究成果公表の機会を確保するため、「日本赤十字九州国際看護大学紀要」を毎年発行している（根拠資料：日本赤十字九州国際看護大学紀要）。

外部競争的研究費の獲得の場として、公的研究費の他、災害看護領域、赤十字活動等に関する研究を促進するため、日本赤十字学園が設けている赤十字と介護・看護に関する研究助成金制度等がある（根拠資料：赤十字学園研究助成金制度）。これら外部競争的研究費の獲得に向けた応募情報提供は、FD/SD委員会が中心に行っており、科学研究費をはじめとする学外機関の研究資金獲得のための支援を実施している。また、外部研究資金に関する情報提供をポータルやメール等で配信し、募集情報を Teams の研究公募関係フォルダーへ格納して、常時確認できるようにしている。応募にあたっては、申請方法に関する指導・助言の機会を設けている（根拠資料：2022 度科学研究費助成事業への応募促進 研究調書作成支援計画）。令和 4 年度は前期早期に、教員の科学研究費獲得と科学研究費応募の促進ための研修会を実施した。その結果、外部委託支援を 12 名（基盤研究 C11 名、若手 1 名）、学内レビューを 1 名（基盤研究 C）が受けた。更に、その後の支援を継続することで、実際に応募した 12 件のうち 6 件が採択された（根拠資料：2022 度科学研究費助成事業への応募促進 研究調書作成支援 最終評価報告書）。令和 5 年度からは、助手・助教の研究支援を強化するため、科研費申請調書レビューと学内レビューの方法を変更し、研究を推進する予定である（根拠資料：2023 度科学研究費助成事業への応募促進 研究調書作成支援計画）。

令和 3 年度から本学のある宗像市がコロナ禍において「大学の魅力向上」、「大学と協働したまちづくりの実践」を図り、活気ある「大学のあるまち宗像」を目指すため、「大学生とつくる元気なまちプロジェクト」を企画している。本プロジェクトは学生による応募も可能であり、令和 4 年度は、本学からは学生が主体の提案が 3 件、教職員による応募が 2 件あった。いずれも採択され、学生の提案には 1 件につき 10 万円、教職員の提案には 1 件につき 50 万円の助成がある。大学としては学生及び教職員が宗像市と協働しながら取り組めるよう支援している。（根拠資料：大学生とつくる元気なまちプロジェクトの採択通知）

大学院看護学研究科は、研究室がゲート棟 2 階にあり、教育研究等環境の向上を目指し、毎年大学院生にアンケート調査を行い、問題点を明らかにし対応している。令和 4 年、研究データの保管等に使用する各自が使用できる鍵付きロッカーを設置した。学生からは冷暖房の整備と使用時間について改善の意見が出され、施設整備計画及び予算等を考慮しながら改善していく予定である。また、学生の研究活動を促進することも視野に入れたサテライトの設置については、日本赤十字社福岡県支部及び福岡赤十字病院とも協議し、サテライトワーキンググループによる検討により令和 5 年度より運用が開始される予定である。（根拠資料：日本赤十字九州国際看護大学サテライト運用準備事務局の設置について（申合せ））

教員が専門分野における教育・研究・実践能力を向上させるために、令和 2 年度に整備した「日本赤十字九州国際看護大学教員の教育研修・研究期間制度規定」に基づき、令和 4 年度はリベラルアーツ・専門基礎領域から講師 1 名の応募があり、専門分野での研修を行い、研修後に報告会が開催された（根拠資料：日本赤十字九州国際看護大学教員の教育研修・研究期間制度 申し合わせ事項）。

点検・評価項目⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ適切に対応している。

評価の視点 1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・ 規程の整備
- ・ コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施

・研究倫理に関する学内審査機関の整備

研究倫理に関する取り組みについては、文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえ、研究者にコンプライアンス教育及び e-ラーニング受講を義務付けるなど、関連規程等を整備し研究不正行為防止の推進に努めている。また公的研究費の不正使用防止に関しては、文部科学省の「ガイドライン（実施基準）」に基づき、研究費の管理・監視体制を整備・充実させるとともに必要な体制と規程等を整備し周知している（ホームページ：公的研究費の管理・運営）。なお、本学の不正防止体制は、法人本部の監査を受ける等、研究不正防止に関わる本学の公正性、透明性、客観性を確保している。

規程の整備については、研究活動の不正防止に関して、研究不正防止推進体制を整備し、学長のもとに学部長をコンプライアンス推進者とした体制とし、研究活動について教職員の意識向上と具体的体制を講じている。不正に関する相談窓口は、学内では総務課が、学外では第三者機関として法律事務所が行っている。不正防止対策として公的研究費の不正使用防止に向け、責任体制を整備し（ホームページ：公的研究費の管理・運営、研究費等の不正防止に関する責任体制フローチャート）、不正防止及び公的研究費の適正運営及び管理に関する規程（ホームページ：公的研究費等運営・管理規程）を定めている。年度末には研究倫理委員が監査を行っており、不正などの問題はないことを確認している。不正に関する通報件数は0であった。今後も引き続き、不正防止計画やその管理体制の定期的な点検評価、見直しを行っていく必要がある。

研究倫理教育については、コンプライアンス教育と研究倫理教育を定期的実施している。今年度は研究倫理委員会において研究倫理教育の在り方を検討し、不正防止に力点を置く観点から、別途開催していた研修を「研究倫理・コンプライアンス研修」（年1回）として内容を充実させ、オンデマンドにて実施することとした（根拠資料：第4回研究倫理委員会議事録、資料1・2）。オンデマンド動画の活用により、受講しやすくなり、また複数回の受講も可能となった。教職員及び大学院生の受講率は100%（根拠資料：第6回研究倫理委員会 資料2-1）であり、受講後にはテストにて理解度の確認と誓約書を提出することとしている。学部生については受講を任意とし、3年生及び4年生に案内を行い、年度末まで視聴可能とした。学部生の倫理教育については更に検討を進め、次年度から、3年生には「看護研究方法」の講義時に受講（任意）の案内を行うこととした。4年生については、人を対象とした研究を行う場合には受講を必須とし、受講確認は「卒業研究」の担当教員が行うことを定め、教員及び学生に周知を行った。これに加え、教員及び大学院生には、研究倫理教育プログラムである APRIN e-ラーニングの受講を義務付けている。今年度は、個人情報保護法等、研究倫理に関する公的な指針改正に伴う教材の変更が行われており、適宜周知を行うことで、科学の発展に伴うグローバルな研究倫理を啓発し研究活動を支援している。APRIN e-ラーニングの受講頻度については、教員は2年毎である。大学院生については検討を行い、博士課程学生は2年毎、修士課程学生は倫理審査受審前の1年次に1回受講することを決定し、周知を行った。受講結果については、新たに受講管理・促進スケジュール（根拠資料：第6回研究倫理委員会資料1-1）を定め、研究倫理委員会委員長と当該委員会の事務で把握し、未受講者には受講を促すとともに、受講

率を9月末と2月末の委員会において報告し、受講促進を図ることとした。令和4年度の教員の受講率は100%であった。大学院生の受講率は、2月末時点で修士課程学生66.7%、博士課程学生66.7%であり、大学院生の成績管理者である研究科長に報告し、未受講者がいないよう管理を行う体制を整備した（根拠資料：第10回研究倫理委員会資料1）。

研究の実施にあたり、教員並びに大学院生には、研究倫理審査委員会に申請することを定めている。学部生においては、指導教員が審査を受ける必要があると判断した場合としていたが、受審する基準を明確化する必要があった。検討の結果、次年度からは、学外の対象への調査、外部への公表予定、指導教員が倫理的判断に懸念がある場合には、倫理審査を受審することを定め、教員及び学生に周知した（根拠資料：第5回研究倫理委員会議事録、ホームページ：研究倫理審査）。

研究倫理に関する学内審査機関の整備については、学内審査機関として、研究倫理審査委員会が倫理審査を行っている。審査は、「人を対象とする医学研究に関する指針」に則り、本学の「研究倫理審査委員会規程」を定めており、外部委員2名を含む公正な委員会の構成で行い、また国の研究倫理審査委員会報告システムで公開している（厚生労働省Web）。審査の運営は、「研究倫理審査委員会運営要領」に則り、研究対象者等の人権を尊重する観点及び研究の科学的合理性の観点から中立した立場で公平な倫理審査を行っている。本要領及び申請書類やチェックリストについては、適宜、見直しを行っており、令和4年度は、個人情報保護法の改正と今年度新たに定めた「日本赤十字九州国際看護大学における研究データ保存等に関する内規」及び「日本赤十字九州国際看護大学研究データの保存・管理・破棄に関する手順書」を反映させた内容について変更を行った。変更内容については教職員及び大学院生に周知するとともに、ホームページに掲載している（ホームページ：研究倫理審査）。また、倫理審査の申請手続きの明確化を図る目的でフローチャートを作成し、申請書類の提出方法や審査の流れをわかりやすく明示するなど、ホームページのリニューアルを行った（根拠資料：第3回研究倫理審査委員会議事録、資料3～7）。更に申請者への結果通知、承認手続き、承認後のテーマ公開等が適切に行われているかの進捗管理を徹底したことで、審査の遅滞による研究着手への遅れを回避でき、早期の結果送付につながっている。令和4年度の倫理審査申請は26件であり、審査過程を経て承認となったのは20件、申請取消1件、研究中止報告1件であった。現在、審査継続中の案件はあるが、不承認はなかった。卒業研究における倫理的配慮確認届の提出は24件であった。倫理審査を行う審査員には研修の機会を設けており、今年度は委員1名が「治験・倫理審査委員会委員研修」（厚生労働省臨床研究総合促進事業）に参加し、その概要を委員会において共有することで、審査員の能力向上に努めている。

点検・評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果を基に改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（根拠資料・情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究等環境の適切性については、年間を通して、経営会議、図書館運営委員会、研究倫理委員会が確認するとともに、自己点検・評価委員会で確認している（根拠資料：R4年度_研究倫理審査委員会最終評価、R4年度_図書館運営委員会最終評価、日本赤十字九州

国際看護大学ホームページ（点検・評価）【ウェブ】。自己点検・評価結果から明らかとなった課題に対して、経営会議が ICT 利活用環境の整備、教員の研究日新設、学部・大学院（修士課程）の講義聴講制度等の改善事項を指示し、教育・研究環境を整備してきた。

教育研究等環境の安全性・衛生については毎月 1 回安全衛生委員が点検・評価を行い、改善が行われるまで取り組んでいる。具体的には施設の修繕、改善が必要な個所の根拠写真を撮り委員会に報告したのち、改善計画について確認し、副委員長である事務局長から関連部署に改善の指示を出している。改善の進捗状況については翌月の委員会で副委員長から報告を受け確認している。現在の改善個所はレストランアスティの床の破損、実習棟 1 階の床の劣化、実習棟入口壁面壁の破損である。順次改善に着手しており、着手できていない箇所はない（第 1～12 回安全衛生委員会議事録）。

学内基幹ネットワークは学内の重要なインフラストラクチャーであるため、アクセスポイントの接続状況、回線の逼迫状況については情報管理係がモニタリングしており、アクセスポイントの開放や一時的なアクセス制限を実施することでネットワークの安定化を図っている（根拠資料：ICT 推進会議資料「本学の学内ネットワーク（Free Wi-Fi）設定変更及びインターネット回線強化について）。また、ネットワーク障害等のトラブルが発生した場合は復旧に向け即座に対応する体制を構築している（根拠資料：Teams 教職員 iPad や PC のトラブル対応シート）。

講義室や実習室に導入した Web 会議システムに対応した設備、機器類については FD/SD 研修会を開催し、活用方法等について周知することで教職員が効果的に講義や演習、その他、大学行事において利活用が促進すると見込んでいる（根拠資料：第 9 回 ICT 推進会議議事録）。

外部評価として令和 4 年 9 月には外部委員 6 名からなる運営審議会において学外からの評価を受け、今後の大学の方向性について意見交換を行い（根拠資料：令和 4 年度運営審議会議事録）、大学基準協会による第三期大学評価（認証評価）を受審した。認証評価においては以下が指摘された（令和 4 年度大学認証評価結果）。

①研究時間の確保や研究専念期間を保障するため、2020（令和 2）年度に「日本赤十字九州国際看護大学教員の教育研修・研究期間制度規程」を整備し、令和 3 年度と 4 年度に各 1 名の教員が制度を利用したが、実際に研修・研究期間として取得できる期間が短く、授業や実習等により調整が難しい教員も多く、全教員が応募できるような職場環境・風土づくりが課題であること、②全教員の研究時間の確保、研究専念期間の保障等は十分とはいえないため、今後対応することが望まれること、③安全保障輸出管理について規程等の整備が望まれることの 3 点である。

①、②の全教員の研究時間の確保等の研究環境の整備については、点検評価項目④にて記述したように令和 4 年度に「教員の研究日新設に関する申し合わせ事項」を作成し、次年度から実施することによって、研究環境の整備を推進していく。③については学校法人日本赤十字学園全体の課題として、学長・事務局長会議等にて検討中であり、その結果を基に本学も規程等を整備していく予定である。

(2) 長所・特色

令和3年4月に策定したデジタルトランスフォーメーション推進計画に沿って、令和4年度は、ネットワーク環境（学内基幹LANと無線LANアクセスポイント）の整備及び施設、設備の遠隔教育設備（オーヴァルホール及び実習室等）の整備を実施した。教室等の整備としては、電波法に基づき講義室203、204の音響機材を更新し、実習室1～3、オーヴァルホール及び研修室の遠隔授業設備を導入した。情報機器の整備としては、教職員が使用するPCを高機能性ノートPC及びモニターに交換した。教材関連については、令和3年度に購入した高機能シミュレーターをwebカルテや映像機器と連動させることによって、より臨床現場に近い状況を再現できるようになり、学部や大学院生の教育において使用している。来年度はMRゴーグルを使用する看護技術教材の開発を計画しており、DX計画に沿った教育研究環境整備を促進している。

また、令和4年度学部入学生より電子テキストを導入し、LMSのMoodleや「eナーストレーナー」の継続を活用している。図書や教育ソフト等の購入においても学外からアクセス可能な電子媒体資料を優先的に購入し、自宅や実習先を含めた学内外での教育・研究環境を整備していると評価できる。

教員の研究環境については、教員を対象として研究活動促進のためのアンケート調査を実施した結果、研究を阻害する要因として研究時間の確保の困難が大きいことが明らかとなった。そのため、研究条件整備を目的として「教員の研究日新設に関する申し合わせ事項」を作成し、年度より実施予定である。教員の研究活動の活性化につながると期待される。

(3) 問題点

大学基準協会による第三期大学評価（認証評価）を受審し、以下が指摘された（令和4年度大学認証評価結果）。

①研究時間の確保や研究専念期間を保障するため、2020（令和2）年度に「日本赤十字九州国際看護大学教員の教育研修・研究期間制度規程」を整備し、令和3年度と4年度に各1名の教員が制度を利用したが、実際に研修・研究期間として取得できる期間が短く、授業や実習等により調整が難しい教員も多く、全教員が応募できるような職場環境・風土づくりが課題であること、②全教員の研究時間の確保、研究専念期間の保障等は十分とはいいがたいため、今後対応することが望まれること、③安全保障輸出管理について規程等の整備が望まれることの3点である。

①、②の全教員の研究時間の確保等の研究環境の整備については、点検評価項目④にて記述したように令和4年度に「教員の研究日新設に関する申し合わせ事項」を作成し、次年度から実施することによって、研究環境の整備を推進していく。③については学校法人日本赤十字学園全体の課題として、学長・事務局長会議等にて検討中であり、その結果を基に本学も規程等を整備していく予定である。

(4) 全体のまとめ

大学全体の施設・設備・環境整備とその管理・運用については、「日本赤十字九州国際看護大学施設設備整備基本計画」、教育研究等環境の整備については、「教育研究等環境の整備に関する方針」に明示し、令和3年4月に策定したDX推進計画に沿って大学全体のICT化を推進している。各方針は教職員バンドブックやホームページ等で学内外に公表している。

校地面積、校舎面積は、大学設置基準を十分に満たしている。大学全体の施設・設備等の維持管理については、主として財務課が担当し、学内の警備業務、清掃業務、設備等保守管理業務、情報通信システム保守管理業務、緑地管理業務等は外部委託によって安全管理に努めている。施設・設備については既存施設の修繕や改修計画、情報環境の整備・拡充、キャンパス・アメニティ計画に基づき整備をすすめている。本学は開学から20年を超えており、経年劣化による修繕を逐次行っている。

教育研究等環境の適切性については、年間を通して、経営会議、図書館運営委員会、研究倫理委員会、安全衛生委員が確認するとともに、自己点検・評価委員会で確認している。

教職員及び学生の情報倫理に関する取り組みは、ICT教育検討ワーキンググループと図書館が中心となり実施している。教職員向けの内容は、オンライン教材作成時の著作権に関する情報や資料の提供、著作物利用申請手続き等である。図書館、学術情報サービスを提供するための体制を整備し、図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者として司書の配置を行い、適切に機能させている。

大学としての研究に対する基本的な考え方は、「研究推進基本方針」に明示している。そのうえで、奨励研究費・指定研究費・発表者研究費を助成し、研究費の適切な支給を行い、外部資金獲得のための支援、研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障、ティーチング・アシスタント等の教育研究活動を支援する体制を整備することで、教員の教育研究活動を促進している。特に、教員の研究環境については、今年度のアンケート調査の結果を踏まえ、研究条件の整備を目的として「教員の研究日新設に関する申し合わせ事項」を次年度より実施予定であり、教員の研究活動の活性化につながると期待される。

また、研究倫理を遵守するために必要な措置を講じ、規程の整備、適正な研究倫理審査の実施、コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施、研究倫理に関する学内審査機関の整備をすることで、適切に対応している。

しかし、大学基準協会による第三期大学評価（認証評価）において、2020（令和2）年度に整備した「日本赤十字九州国際看護大学教員の教育研修・研究期間制度」については全教員への実質的な可能性の強化及び研究時間の確保、研究専念期間の保障等への対応、安全保障輸出管理に関する規程等の整備が指摘されている。全教員の研究時間の確保等の研究環境の整備については、「教員の研究日新設に関する申し合わせ事項」を作成し次年度から実施することによって、研究環境の整備を推進していく。また、安全保障輸出管理に関する規程等の整備については学校法人日本赤十字学園全体の課題として、学長・事務局長会議等にて検討中であり、その結果を基に本学の安全保障輸出管理についての規程等を整備していくことが課題である。

第9章 社会連携・社会貢献

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針について適切な明示

○大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針について適切な明示

大学の理念・目的は、「建学の精神である赤十字の理想とする人道的任務の達成を図るため、看護に関する学術を中心として、広く知識を授け、深く専門の学術を教授、研究するとともに、知性、道徳、及び応用的能力を養い、もって国内外で活躍できる実践力をもった看護専門職の育成及び看護学の発展に寄与すること」である。また日本赤十字学園第三次中期計画で掲げる項目の1つに「地域社会との連携・社会貢献」があり、これらをふまえて、令和元年度に「社会連携・社会貢献に関する方針」を定め、学内には教職員会議での周知やハンドブックへの掲載、学外にはホームページの掲載により広く周知している。(根拠資料 2-3, P76, 9-1【ウェブ】)

本方針では、「大学には、新しい知識の創造と人材の育成を担う教育・研究機関であること、更に 地域活性化や発展を牽引する中核拠点としての役割である社会連携・社会貢献が使命として求められている。」ことを前提として謳ったうえで、地域社会からのニーズをふまえ、以下3つの柱で内容を整理し明示している。

方針Ⅰ：生涯学習等を通じて、地域の教育及び文化の向上・発展など、地域社会の発展に貢献する。

方針Ⅱ：自治体や産業界と連携し、本学とこれらの機関が有する資源の共有を図り、地域社会・国際社会の発展に貢献する。

方針Ⅲ：地域社会が抱える課題を解決するため、自治体等の審議会や委員会等の参画により本学の研究成果を還元し、地域の活性化を推進する。

以上、本学の「社会連携・社会貢献の方針」は、大学の目的や地域社会からのニーズをふまえ、大学として行う社会連携・社会貢献の内容等を明確に、学内外に公表していることから、適切に定め、公表できていると判断できる。

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点3：地域交流、国際交流事業への参加

○学外組織との適切な連携体制

本学は、産(近隣の医療福祉施設・赤十字医療施設などや JICA など)・学(福岡教育大学や近隣の高等学校など)・官(宗像市や福岡県)等と連携をしている。書面による連携協定を締結している例としては、宗像市と平成13年に「宗像市と日本赤十字九州国際看護大学との連携協力に関する協定」(根拠資料 9-2)、平成25年には「災害時における支援協

力に関する協定」(根拠資料 9-3)、平成 24 年に西日本新聞社と「株式会社西日本新聞社と日本赤十字九州国際看護大学との包括的連携協定に関する協定」(根拠資料 9-4) などがある。地域住民との連携については、開学当初から地域に開かれた大学として施設地域開放規程を設け、学内施設の一般開放を明示し、図書館を市民にも開放し、地域活動振興に寄与している(根拠資料 9-5)。

赤十字の「人道」を理念とする本学は、社会連携・社会貢献に係る取組みを、理念・目的の具現化を図る重要な施策と位置づけ、社会の要請を的確に捉え求めに応じることができるよう努めている。社会連携・社会貢献を進めるために、大学附属組織として「地域連携・教育センター」及び「国際看護実践研究センター」の 2 つのセンターを設置し、企画・実施・評価・改善を行っている。教育に関する事項は教授会で報告・審議を行うことになった。センター長は、経営会議構成員であり、各センターが企画する事業についてはセンター長を通じて必要に応じて経営会議に附議・報告をする。学長の方針が、各センターの取組みに迅速かつ適切に反映される仕組みとなっている。

以下、2センターの取組みについて詳述する。

1. 地域連携・教育センター

令和 2 年度に「地域継続教育センター」と「地域連携室」を統合した「地域連携・教育センター」を設立し、「地域連携部門」と「教育研修部門」を設けた。しかしセンター内に両室を置くことにより、センター内の連携や重複があること等の課題が明確になり、令和 3 年度の規定の見直しを行い、両室を統合しセンターとして活動している。

2. 国際看護実践研究センター

本学の国際活動は「国際看護実践研究センター」が所管しており、同センター規程では設置目的を「国際活動に関する一定の評価を更に高め、確実かつ強固なものにしていくために、国際活動のあり方やその推進方策等を専門的に研究・提言し、本学がグローバル時代に対応する看護・保健・福祉の教育拠点となるよう、実践研究の中核を担う」こととしている。活動内容として、国際社会に貢献できる人材を育成するための学生・院生(研究生等を含む)の国際(看護)経験の機会創出とその強化、教職員の海外研究・研修の支援、国際組織・機関(国際赤十字、JICA 等)との連携・協力、国際フォーラム、セミナー、シンポジウム、ランチョン・ミーティング、講演会等の開催・支援、出版事業の企画推進、赤十字教育・国際看護及び災害看護に関する教育・研究の推進・拡充に関する事業を運営していた。近年、学生の時間的余裕を確保できないために、令和 2 年度から、ランチタイムではない時間にミーティングを開催し、参加できない学生にはオンデマンドで配信するように変更をし、名称をカフェ・ミーティングと変更をして運用している。また、変容するグローバル社会、多文化共生社会に貢献できる人材育成をすることを目的に平成 29 年度より、学部の教育課程に国際看護コースを設置している。

○社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

本学の社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動等について、方針ごとに代表的事例を踏まえつつ詳述する。

また、社会連携・社会貢献に関する活動については、新型コロナウイルス感染症に係る行動指針に基づき、個々の活動の目的・内容に照らして実施の適否を検討した。特に、学

生が参加する地域活動については、課外活動として一律制限するのではなく、活動の目的・内容を踏まえ教育効果が高いと判断できるものについては授業に準ずる扱いとし、感染防止策を講じつつ、積極的に活動に参加できるよう進めた。

1. 方針 I に基づく取組み

方針 I に基づき、主に以下 4 つの活動を実施し、学部及び研究科の教育・研究の活性化につなげている。地域に根差した大学として、継続的・発展的に取り組む活動も多くある。

① 公開講座

教育研究成果の公表の場として本学の教員が講師を務め、生涯学習として地域ニーズに合致した内容、地域の専門職者及び地域住民を対象とした講座を開講している。

② 施設設備の地域住民への開放

大学の構内にあるバス停は、近隣の赤間駅及び福岡市博多・天神地区への発着点であり、地域住民の交通拠点として機能している。学生が利用する、図書館、レストラン・運動場・テニスコートなどの施設は、地域住民に貸出を行っている

③ 高大連携

高校教育と大学教育とをシームレスにつなぐため、地域の高校と情報共有を図っている。令和 4 年度の高大連携プログラムは、対象高等学校を県内外へと拡大し、県外からの参加者があった。今年度は 2 回開催し、本学の特徴である国際看護コースの学生の学修成果発表をし、高校生と大学生の交流の場をもつことができた。

④ 宗像市との連携

● むなかた大学のまち協議会

本協議会は宗像市内に所在する大学、高等学校(以下、「大学等」という。)及び宗像市が相互に連携して、大学等がもつ機能と情報を広く地域社会へ開放し、地域と大学等が一体となった魅力ある「大学のまち」を創造するために、総合的かつ効果的な事業推進を図ることを目的に平成 29 年度に設立された。本学は、協議会の構成員としての取組み、まちの課題解決プロジェクト、市の取組みへの協力(夏の課外授業、子ども大学)など、各年度のテーマに基づき連携活動を開始している(根拠資料 1-13、9-7、9-8、9-9、9-10)。

令和 4 年度はまちの課題解決プロジェクトに 2 つの学生グループと 2 つの教職員グループが参加した。

● 災害時における支援協力に関する宗像市と本学との協定

災害発生あるいは恐れがある場合において、市民等(市民、在学者、在勤者及び市内訪問者時)の安全確保を図るため、大学施設の一部を、(1)避難所として、(2)救援物資等の集積及び配送拠点として提供する。被災者を支援するために、(3)教職員を避難所へ派遣、(4)学生ボランティア募集の支援を行うこと、などの協力体制について定めている。具体的な例として、令和 4 年度は大島地区水害対策対応訓練、災害ボランティアセンター研修と設置訓練、宗像市総合防災訓練、大型旅客船事故対応訓練などに延べ学生 63 名・教職員 41 名が参加した。

● 宗像市との共同研究

令和2年度には、「コロナ禍におけるスポーツ観光調査研究業務報告書」作成にあたり、本学の教員が具体的な感染対策とスポーツ大会・合宿における感染者発生時のマニュアルの作成を行い活用されている（根拠資料 9-12）。また、本学の生育看護領域の教員が、「暴力の加害者・被害者を予防する10代の若者向け e-ラーニングとDVD映像教材の開発」（科学研究費助成事業）のDVD及びe-ラーニングの教材を開発し、10代の若者を暴力被害から守ることに貢献している。令和4年度には、「宗像市未来創造プロジェクト」に応募し、宗像市とともに非被災地の地域住民の防災・減災に対する意識調査を実施し、それをもとに次年度は地域住民への減災・防災の教育を計画・実施している。

2. 方針Ⅱに基づく取組み

方針Ⅱに基づき、主に以下3つの活動を実施し、学部及び研究科の教育・研究の活性化につなげている。特に、地域社会・国際社会の発展に向け、学生・教職員が積極的に赤十字の活動に触れる機会を創出している。学部及び研究科が共通してディプロマ・ポリシーに掲げる人間の尊厳と権利を擁護する資質・能力は、赤十字の理念である人道の実現に欠かせないものであり、本学の特色としても重視する活動といえる。

① 日本赤十字社との連携

建学の精神である赤十字の理想とする人道的任務の達成を図るため、日本赤十字社名誉副総裁のご訪問時のボランティア、災害訓練への参加、ナイチンゲール記章受章者の講演による理念の浸透、教員の国際人道研究センターへの協力、学生の献血サークルの活動などの活動を行っている。また日本赤十字社救急法の講習指導者として教職員を派遣した。

② 赤十字病院との連携

本学は、文部科学省「大学教育再生加速プログラム（AP）」に平成28年度に採択され、【卒業時における質保証の取り組み強化「学士課程教育」と「看護現場での現任教育」のシームレスな接続を目指して】をテーマとする事業に平成31年度まで取り組んだ。本事業では、生涯学び続け、成長し続ける看護人材を育成するために、学士課程教育と就職先での現任教育とをシームレスに接続する「看護職キャリアパス基礎スケール」と「ディプロマ・サプリメント（学位証明書補助資料：DS）」を開発した。これにより、卒業時の学修成果を社会から評価することを可能にした教育システムの確立に貢献することを目的としている。卒業生の主な就職先である赤十字病院等医療施設との連携は強化され、令和2年から導入及び普及をした。利用促進のために、ホームページの表示を工夫し、普及・推進を行っている。赤十字施設の利用状況を把握しながら、意見交換会やフォローアップの研修等を通して評価を行いながら推進している。

赤十字病院における継続教育の一環としてのキャリア開発ラダーのレベル別研修では、本学の教員が看護管理、災害看護、グローバルヘルス等の講師として専門性及び研究的な視点での支援を行っている。

③ 大学間連携

日本赤十字学園内の5大学による共同看護学専攻博士課程を平成28年に設置した。また福岡都市圏大学による包括的連携協定を締結し「福岡未来創造プラットフォーム」に参画

している。

3. 方針Ⅲに基づく取組み

学長、学部長、研究科長を始めとする教員は、日本学術会議、看護協会、日本看護系大学協議会などの委員を務め、大学としても当該団体との連携・協力を行っており、これらの団体主催の活動にも積極的に参加しており、教員のみならず学生にも参加機会を提供している。

また、教授職の教員を中心に、自治体や広域連合の行政・審議委員会に有識委員として参画し、本学の研究成果の還元と地域の活性化に努めている。

○地域交流、国際交流事業への参加

1. 地域交流

近隣自治体のコミュニティ運営協議会、住民自治会等が主催するイベント等にも学生がボランティアとして参加している。学生はさまざまなサークルでの活動を通して地域と交流をしており、例えば、舞踊サークル「ゆいまーのわ」は地域の小学校や病院、福祉施設、企業、コミュニティのイベントに参加し、沖縄伝統舞踊であるエイサーを披露している。令和3年度は、COVID-19禍で学生の地域での活動は停止状態であったが、令和4年度は感染予防対策の徹底と感染状況を踏まえ、参加できるイベントには積極的に学生が参加できるように支援した。

2. 国際交流

本学の理念を具現化する「国際」をテーマとする取組みは、先の日本赤十字社等との連携活動において述べたとおりである。本学が主催するカフェ・ミーティング、国際フォーラムなどでは多彩な講師を招聘し、また、看護実践・看護学研究成果を国際社会に還元するための取組みとして、JICA研修事業の受託も行っている。

・国際交流協定大学との国際交流協定

これまで、海外の4つの大学（①ラ・ソース大学：スイス、②インドネシア国立アイルランガ大学：インドネシア共和国、③ナムディン看護大学：ベトナム社会主義共和国、④タイ赤十字看護大学：タイ王国）と交流協定を締結している。インドネシアのアイルランガ大学は令和3年2月に両大学の看護教育及び研究協力を目的に覚書を更新した。また、令和3年4月には新たにアメリカ合衆国のイリノイ大学看護学部シカゴキャンパスとMOU（Memorandum of understanding）合意覚書を取り交わし、イリノイ大学との交流記念講演会をオンデマンドで令和4年3月実施した。

協定校との交流の一環として、令和4年度ナムディン看護大学大学院CNS及びDNP課程において、本学の特任教授が講師としてオンラインで講義をした。また、ナムディン看護大学の学部生と国際看護コースの学生がWebシステムを通して交流会を実施した。更に国際看護コースの学生2名が、ラ・ソース大学での短期留学プログラムに参加した。

・独立行政法人国際協力機構（JICA）からの受託事業

本学は開学当初から独立行政法人国際協力機構（JICA）が実施するリプロダクティブや地域保健改善事業など、国別事業、中東地域における地域別事業、課題別事業で、約10数

か国からの研修生を受け入れ、令和4年度も地域保健向上のための保健人材養成に継続的に貢献している。

令和4年度もCOVID-19禍のためにオンデマンドによる研修形態で実施した。バングラディッシュ（2名）、カンボジア（2名）、ネパール（3名）、パキスタン、ソロモン諸島（2名）、フィジー、インドから計12名の応募者があったが、バングラディッシュ2名は書類不備、ネパール1名は英語力に問題があることとジョブレポートにアクティビティプランの記載がなかったことで不採用とした。またインド1名は仕事の関係上辞退された。選定基準として、申込書に記入されているListening、Speaking、Reading、WritingがExcellent～Good以上であり、ジョブレポートやレポート内のアクティビティプランを確認して、選考をした。参加研修員は、パキスタン、ネパール2名、カンボジア2名、ソロモン諸島2名、フィジーの8名であった。しかし、研修員8名の内、ソロモン諸島からの研修員は途中で研修を辞退、更にフィジーからの研修員からはプランが提出されなかった。そのため、研修修了生は計6名となった。令和4度は研修の効果を高める工夫として、プレアクティビティプランの提出では、研修員同士でコメントができるようにプログラムを構築した。また全学的な参加体制を取るために、各領域の本学教授・准教授にJICA担当として、プレアクティビティプランへのコメントをしてもらい、研修員のプランをより実行しやすい計画へとブラッシュアップが行われた。またファイナルアクティビティプランにおいても、各JICA担当者からコメントを頂いている。国際看護実践研究センターのJICA担当者はJICA-VANにアクセスし、アクティビティプランを確認、研修員の研修の進捗状況を確認できるようにした。大学内での受講状況の分析のためpanoptoを使用した。動画の格納場所の確認が不十分であり、受講状況の確認が取れない状況となった。そのため、分析には、Moodleのアクセス履歴を活用した。また周知方法としてポータルで3回、教職員へは追加で1回メールを行った。その結果受講人数は学生0名、国際看護実践研究センター以外の教職員9名であった。アンケートへの回答は4名であった。分析及び課題として、今年は学生・教職員ともにアクセスしやすいMoodleにしたが、JICA研修受講の割合が低かった。オンデマンドであり、いつでも受講可能ということで後回しになっている、授業や業務で多忙であり費やせる時間がないなどの要因は考えられる。対面開催であれば、実態が見えるため参加する学生/教職員が増える可能性がある。しかし、本年同様オンデマンド開催の場合、教職員・学生への周知方法の見直し・工夫が必要である。

点検・評価項目③：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。またその結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（根拠資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

○適切な根拠（根拠資料、情報）に基づく点検・評価

各センターは、規程に基づきセンター会議を開催し、前年度の評価を踏まえ活動計画を立案し、企画書を作成し実施している。実施後は参加者への質問調査を実施し、課題や改善点を明確にし、センター会議で共有及び検討をしている。各事業の活動計画及び実施結果については、経営会議、教授会、教職員会議で報告し、改善を行っている。

○点検・評価結果に基づく改善・向上

各取組みは、年間をして、センターが自己点検・評価するとともに、自己点検・評価委員会で適切性を確認している。

具体的には、以下のように改善・向上を行った。

まず地域連携・教育センターでの取り組みについて述べる。年間活動計画のもと、地域社会との連携強化に向けて活動を実施した。一部の企画を除き、ほぼ計画通りに実施することができた。特に「自治体等との連携・協力の促進」「地域住民への生涯学習の場の提供」については、防災・減災にテーマをあてたことにより、受講ニーズも高く本学の社会貢献につながった。社会活動の促進については、COVID-19 感染拡大防止に向けた行動制限の緩和にとともに、ボランティアの要請も増えてきた。また、小学校等から臨時での講座の開催要請なども増加してきたため、効率的・効果的に講座を開催できるように企画の検討が必要である。今後の課題としては、センターとしての公開講座等のテーマを明確にすることがあり、次年度も、防災・減災をテーマとしたセミナーを企画することにした。また、小学校など臨時での講座等の要請に対応するために講座パッケージを作ることで急な要請にも対応できるのではないかと考えている。広報については、募集案内が遅れると受講者が少なくなる傾向があるため、広報は前期・後期と期日を守って行う等の改善策を立てた。

次に、国際看護実践研究センターでは、地域連携・教育センター同様に年間計画を立て実施した。実施後にはアンケート調査を行ない、参加者の満足度とニーズを把握し、また担当者が企画の評価を行うセンター会議で共有した。教授会で結果を報告、次年度の計画立案をした。COVID-19 禍であり、学生の国際に対するニーズを把握しながら、カフェ・ミーティングは学生が主体的にできるような支援を行ったが、継続性がなく課題が残った。JICAについては、研修生の評価アンケート結果から概ね高評価ではあったが、対面を希望している研修生がいた。また学生・教職員ともにアクセスしやすいMoodleにしたが、JICA 研修受講の割合が低く、オンデマンドであり、いつでも受講可能ということで後回しになっている、授業や業務で多忙であり費やせる時間がないなどの要因は考えられた。次年度は JICA 九州事務所の方針に従い、対面での開催を計画している。

以上より、本学では、社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っていると判断できる。

(2) 長所・特色

- ・大学の理念・目的である「赤十字の理想とする人道的任務の達成を図るため」、「国内外で活躍できる実践力をもった看護専門職の育成及び看護学の発展に寄与すること」の実現に向けて、さまざまな取り組みをした。
- ・社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを、地域連携・教育センターと国際看護実践研究センターは、公開講座、フォーラムや研修会等をとおして、教育研究成果を適切に社会に還元した。
- ・地域連携・教育センターは、今年度は「地域住民とともに考える減災・防災～いのちと健康を考える」では、老年領域とヘルスプロモーション・在宅領域の教員が公開講座の講師を務め、日頃の教育研究成果を還元することができた。
- ・国際看護実践研究センター事業として、JICA 委託事業において、各領域の本学教授・准

教授に JICA 担当として、より密接にサポートする体制を作ることができた。ウクライナの人道危機をきっかけに「赤十字と国際人道法」をとおして平和を考えるという重要なテーマを取り上げ、全学的に考えることができた。

(3) 問題点

特になし

(4) 全体のまとめ

「社会連携・社会貢献に関する方針」を定め、公表している方針に基づき、学外組織である、産(近隣の医療福祉施設・赤十字医療施設などや JICA など)・学(福岡教育大学や近隣の高等学校など)・官(宗像市や福岡県)等と連携をしている。社会連携・社会貢献を進めるために、大学附属組織として「地域連携・教育センター」及び「国際看護実践研究センター」の 2つのセンターを設置し、企画・実施・評価・改善を行っている。地域連携・教育センターでは、地域住民に対する公開講座を複数回開催し、看護大学としての社会貢献を示すことができた。

国際看護実践研究センターは、活動内容として、国際組織・機関(国際赤十字、JICA 等)との連携・協力、国際フォーラム、カフェ・ミーティング等の開催・支援、赤十字教育・国際看護及び災害看護に関する教育・研究の推進・拡充に関する事業を運営してきた。各取組みは、年間の自己点検・評価の中で、取組みを担当する組織が自己点検・評価するとともに、自己点検・評価委員会で適切性を確認したうえで、その結果を経営会議で審議・決定してきた。

以上より、大学基準に照らして良好な状態にあり、本学は、方針に基づき、社会連携・社会貢献に積極的に取り組み、教育研究成果を適切に社会に還元していると考えられる。

第10章 管理運営・財務

【1】大学運営

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点2：学内構成員に対して大学運営に関する方針の周知

○大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

本学では、建学の精神である赤十字の理想とする人道の理念に基づき、近年の文部科学省の教育行政施策及び第二次中期計画の達成状況等を踏まえ、令和元年度からの5か年計画として次の5項目「1. 質の高い教育実践」「2. 情報通信技術（ICT）を活用した教育実践」「3. 学園大学間の連携を活かした大学運営」「4. 地域社会との連携、社会貢献」「5. 健全な経営基盤に立つ成長する大学」を目標に掲げた第三次中期計画を策定し、ホームページで学内外へ公表している。

○学内構成員に対して大学運営に関する方針の周知

大学の運営に関する方針は第三次中期計画に基づき、令和元年度に「大学運営・財務に関する方針」を策定し、教職員ハンドブックにて明示している。

なお、大学運営に関する各種方針及び重要事項、学長の方針について、毎年度、教職員会議で周知を行っている。

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点1：適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

評価の視点2：適切な危機管理対策の実施

○適切な大学運営のための組織の整備

適切な大学運営のための組織及び権限については、学校法人日本赤十字学園看護大学規程（以下、「大学規程」という。）第3章に職員の配置、職員の任免、学長等の職務の職員に

関すること、第4章に経営会議、教授会、学則、組織分掌等の運営に関することが定められている。また、学校法人日本赤十字学園理事会で制定された「学長候補者選考規程」及び法人本部通知「看護大学・短期大学における理事長任用教育職の任用に関する取扱方針」により選任方法等を規定、本学組織分掌規程及び「日本赤十字学園決裁規程」に基づき、所要の職と組織を設け、権限等を明示している。

・学長の選任方法と権限の明示

学長の選考方法及び任期については、学長候補者選考規程において、「赤十字の人道理念を理解し、かつ、大学運営に識見を有し、教育研究活動を適切かつ効果的に運営できる能力を有する者」としており、同規程に、「理事長は、学長候補者選考委員会による選出結果を踏まえ次期学長候補者を決定し、理事会の同意を得て学長に任用する。」と明示している。任期は理事長任用教育職の任用に関する取扱方針に定められている。学長の解任については、「学長の解任手続に関する経営会議内規」を定めている。

また、学長の権限については、大学規程第9条に「大学（大学院を含む。以下同じ。）の管理運営を統理し、すべての職員を指揮監督する。」と定められている。

・役職者の選任方法と権限の明示

役職者の選考方法及び職務権限について、学部長及び研究科長については理事長任用教育職の任用に関する取扱方針に基づき、本学で各候補者選考規程を定めている。各役職者の権限については、大学規程第9条に各々の職務が定められている。また、学務部長及び図書館長については、本学で各候補者選考規程を定めている。各役職者の権限については、大学規程第9条に各々の職務が定められている。

・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備

学長による意思決定及びそれに基づく執行については、大学規程第12条に設置が定められている経営会議を学長が招集し議長となり、本学経営会議規程に規定する審議事項について審議し、学長の業務決定を助けることを明示している。

・教授会の役割の明確化

教授会は、日本赤十字九州国際看護大学教授会規程に規定する事項について学長が決定を行うにあたり意見を述べるものとするを明示している。また、会議は毎月1回開催し、学長の了承を得て学部長が招集し議長なることを明示している。

・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化

本学の最高責任者である学長の意思決定にあたり、教授会は教授会規程に定めた審議事項及び教育研究に関する事項について審議し、学長に意見を述べることができる。

・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化

法人については、学校法人日本赤十字学園寄附行為に役員（理事・監事）に関する事項及び理事会・監事・評議員会に関する事項が定められている。また、日本赤十字学園理事会業務委任規程に理事会の決定事項を定め、第5条に理事会の決定事項及び理事会の常務理事会への委任事項を除き、大学の管理運営に関する業務を理事長は学長に委任することを定めている。

・学生、教職員からの意見への対応

教職員からの意見については、毎月開催している教職員会議において、前述した経営会

議、教授会、研究科委員会等の審議に関する情報共有と意見交換を行い、事業計画を含め個々の計画の実行推進を図っている。

学生からの意見については、学生の組織である自治会との意見交換会において要望等について協議し、必要な事項について対応している。また、学内に意見箱を設置し学生一人一人の声も聞きながら、改善を要する事項の把握と改善に努めている。

○適切な危機管理対策の実施

本学の災害危機、健康危機、環境危機及び社会問題発生等の危機管理に関する事項を審議し、その結果に基づき対応する組織として危機管理委員会を設置している。災害発生時には学長を本部長とし本学危機管理委員長及び経営会議メンバーを構成員とする災害対策本部を設置し、情報の集約や被災状況を踏まえ、大学の機能継続のため様々な意思決定を行う。

令和4年度には、「危機管理規程」、「危機管理基本マニュアル」を制定し、更に地震、火災、風水害、その他による大規模災害の発生に備えて被害を未然に防止するため、また災害が発生した場合に被害を最小限にとどめるため、「災害対応マニュアル」を危機管理委員会で再協議し、令和5年度の運用に向けて準備を行った。

また、災害や事故等が発生した場合に学生及び教職員の早急な安否確認など迅速かつ確実な連絡体制を構築するために令和3年度に導入した〔「安否確認システム「ANPIC」〕による安否確認訓練を4月に実施した。防火管理については危機管理委員会と防火管理者において、消防訓練を実施するなど防災教育を行っている。

新型コロナウイルス感染症への対応については、新型コロナウイルス感染症対策本部において感染防止対策と教育、教育の質保証、学生生活の支援、感染者及び疑い者が発生した場合の情報整理と対策、復帰の基準などについて、学校医・産業医の意見・指示を基に行動指針及び指針に応じた基本的な感染防止対策の徹底、健康管理の徹底など、各行動について学生・教職員に周知するなど臨機適切に対応している。

点検・評価項目③：予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点1：予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・内部統制等
- ・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

○予算執行プロセスの明確性及び透明性

・内部統制等

予算の編成及び執行については、「学校法人日本赤十字学園経理規程」において明確化されており、法人本部からの事業計画及び予算編成方針に基づき、本学の事業計画と予算案を策定し、執行している。（根拠資料：令和4年第18回経営会議議事録）

予算編成にあたっては、経営会議において事業計画を策定し、当該計画及び当年度予算執行状況、前年度決算状況等を勘案し、収入・支出見込みを算出し予算案を作成する。作成した予算案は経営会議において審議し、教授会へ報告している。本学が作成した予算案は日本赤十字学園寄附行為及び理事会業務委任規程に基づき、理事会及び評議員会で審議を経て承認されている。

予算執行は学園経理規程及び同施行細則に基づき、各課、関係部署からの予算要求書必要性・適切性などを稟議のうえ予算を執行し、予算執行の明確性、透明性を確保している（根拠資料：学園経理規程、学園経理規程施行細則）。

予算管理については、法人監事及び私立学校振興助成法に基づく公認会計士による監査を行い、内部統制を確保している。

・**予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定**

事業活動の収支状況については、経営会議及び教授会、教職員会議で四半期ごとに、光熱水費の使用状況については、教授会、教職員会議で半期ごとに報告した。（根拠資料：令和4年第12、19、22回経営会議議事録、令和4年第10回教授会議事録）

令和2年度、経営会議の下に大学の経営と教育の質保証及び円滑な大学運営を行うための情報を分析し、大学機能と財政経営基盤の強化を図るため、質保証・IR室（以下、「IR室」という。）を設置した。今後、財務課とIR室が協力し、予算執行に伴う効果を分析し、経営会議へ報告する仕組みを構築していく。

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

点検・評価項目⑤：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点1：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・ 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・ 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

評価の視点2：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

○大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

大学運営に関わる組織及び分掌業務は本学の組織分掌規程に制定している。事務局組織は5課9係で編成し、大学運営を有効に機能させる適切な人員配置に努めている。組織及び分掌業務に変更を要する場合には日本赤十字学園看護大学規程施行細則に基づき、法人本部と協議のうえ、理事長の承認を得ている。

- ・ 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）

職員の採用及び昇格については、学校法人日本赤十字学園職員給与要綱及び関連諸規定を整備し明示し、選考等は職員採用規程に基づき人事委員会において行っている。専門化に対応する職員体制については、日本赤十字社福岡県支部からの出向職員に代わり、大学が採用する専任職員を増やす対策を数年かけて進めている。教職協働は大学運営の重要な体制であることから学内各委員会には全て事務局が担当課として参画するとともに、教員と職員の情報共有及びより一層の連携を目的とした教職員会議を毎月1回実施している。

- ・ 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

事務職については10月に事務局長による各課長へのヒアリングを実施した。ヒアリングでは業務運営及び人事（組織・定数・異動）に関する現状・問題点、次年度の業務課題・目標及び考慮してほしい人事上の措置について人事ヒアリング資料に基づき、意見交換を行っている。また、各職員は人事調書を作成し業務実績や懸案事項、人事異動希望などについて情報把握を行っている。

○大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）は、必要に応じて教員、職員が協働で参加できるように、FD/SD委員会を中心に企画し、大学運営・教育研究・学生支援等に必要情報を共有し、大学職員として身に着けるべき知識を共有できる機会を設けている。

公的研究費コンプライアンス研修を9月にハラスメント防止研修を2月に実施した。

令和3年度に策定した「日本赤十字九州国際看護大学職員研修（SD）ガイド」に基づき、計画的に研修を実施している。

点検・評価項目⑥：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（根拠資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：監査プロセスの適切性

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

○適切な根拠（根拠資料、情報）に基づく点検・評価

大学運営の適切性については、本学自己点検・評価実施要領に基づき、内部監査として毎年実施している自己点検・評価において「大学運営・財務」の項目を設け、点検・評価を行い、毎年報告書を公開している。

○監査プロセスの適切性

法人本部による監査は学園内部監査規程に基づき、本部職員による通常監査及び特別監査が実施されている。また、理事会で選出された監事による監査についても実施され、理事会及び評議員会に監査報告書を提出している。外部監査として監査法人による期中監査・期末監査を受けている。

なお、外部委員による大学運営の点検評価として大学運営審議会を設け点検・評価を行っている。令和4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からオンラインにより、9月に実施した。

○点検・評価結果に基づく改善・向上

自己点検・評価実施要領に基づき、経営会議、質保証・IR室による検証、学長への報告、各教育課程及び各組織の長による改善方策検討、経営会議、質保証・IR室による方策の検証、学長の改善指示を行うPDCAサイクルによる改善を行っている。

（2）長所・特色

適切適確に運営を遂行し、学長のリーダーシップのもと、コンプライアンスとガバナンスの維持向上、教職員の情報共有と運営への参画意識向上を図っている。

（3）問題点

長期ビジョン、将来構想の策定について、日本赤十字学園グランドデザインを法人として令和5年度に策定に着手する予定である。本学は、法人の長期ビジョンを踏まえた大学の長期計画を策定する計画である。

(4) 全体のまとめ

本学の建学の精神である赤十字の理想とする人道の理念に基づき、第三次中期計画の確実な遂行に努めている。また、学校法人日本赤十字学園の看護大学として、各規程及び方針に基づき適切に運営している。更に国際を掲げている大学として、ブランドを確立するため学長のリーダーシップのもと教職協働で運営している。

大学の運営・財務に関する方針の策定や経営会議規程等の見直しを行い、積極的なFD/SD研修の実施・参加などにより、さらなるガバナンスの維持向上を図る体制を整備する努力を行っている。

【2】財務

点検・評価項目①：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点1：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定 評価の視点2：大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定
--

○大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

大学の中・長期財政計画として「中期収支見込（事業活動収支）」及び「資金計画及び固定資産整備・改修計画」を作成し、2040（令和22）年までの財政シミュレーションを行った。（根拠資料：「中期収支見込（事業活動収支）」、「資金計画及び固定資産整備・改修計画」）

○大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

中期計画等には具体的な数値目標を含んでいないため、今後、数値目標を含んだ財政計画を策定する予定である。

点検・評価項目②：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分） 評価の視点2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み 評価の視点3：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

経常収支差額比率はプラスを維持しているが連続して0%以上10%未満であり、人件費比率は年々上昇傾向にある。

私立大学等改革総合支援事業については、獲得に向け経営会議及び各委員会が教育研究活動に係る改善や新たな取り組みを遂行し、4年連続して「タイプ1」に選定され、補助金を獲得し教育研究活動を遂行している。

外部資金の獲得状況については、令和4年度新たに外部資金による寄附講座を開設する

ことができた。外部資金の獲得状況、資産運用状況はホームページを通じて外部に公表している。

(2) 長所・特色

貸借対照表関係比率については概ね良好で「要積立額に対する金融資産の充足率」も高い水準であることから、教育研究活動を安定して遂行するために必要な財務基盤を確立している。

(3) 問題点

中・長期財政計画として2040年までの財政シミュレーションは行っているが、数値目標を含んでいないため、具体的な数値目標を含んだ財政計画を適切に策定し、更なる財政基盤強化へ取り組む必要がある。

(4) 全体のまとめ

必要な財務基盤を確立しており、財務について適切であるといえるが、中・長期の財政シミュレーションをふまえると、経営基盤をより強化するための具体的な検討や計画立案に取り組む、健全運営に繋げていくことが今後の課題である。

終章

令和4年度の自己点検評価を終えて、長所・特色として以下を挙げる。まず、第1章理念・目的に関して、学校法人日本赤十字学園の「2040年に向けたグランドデザイン（全体構想）」を策定することを第三期中期計画に盛り込み、各大学の学長で構成する策定部会とそれを支える作業部会を立ち上げ、グランドデザイン案の作成を開始した。また、本学の教育理念である赤十字の「人道」の啓発活動として、5月には企画展「みんなで人道について考える」を開催するとともに、ゲート棟1階に赤十字コーナーを設置し学内外に公開した。次に、第2章内部質保証に関して、第三期認証評価を受審し、「適合」との評価を得た。特に、基準4「教育課程・学生成果」についてはS評価を得た。続いて、第4章教育課程・学習成果に関して、学部では、令和6年度改正カリキュラムの設計において、①育成する人物像の明示、②①に明示した人材を育成するためのディプロマ・ポリシー（DP）の策定、③策定したDPに基づくカリキュラム・ポリシー（CP）の見直し、CPに基づく各授業の内容と時間数並びに単位数の整合性の確認をし、順序性を考慮した科目の配置をすることができた。大学院については、時代が要請する看護人材の育成のために、CNSコースに老年看護学と精神看護学を新設し、高度実践看護師の育成に取り組み始めた。更に、第8章教育研究等環境では、第三期認証評価の指摘を受けて、全教員の研究時間の確保等の研究環境の整備として、「教員の研究日新設に関する申し合わせ事項」を作成し次年度から実施することとした。最後に、第9章社会連携・社会貢献に関して、市民や小学生、看護師等を対象とした11の公開講座と22の企画を実施し、参加者より高い評価を得た。

一方、課題として、以下が明らかとなった。まず、第2章内部質保証に関して、第三期認証評価受審により内部質保証システムの課題が明確化され、質保証・IR室が改善計画書を作成した。具体的には、(1)「自己点検・評価実施要領」を質保証に関わる内容を包括した「内部質保証推進要領」として改編、(2)「経営会議規程」「自己点検・評価委員会規程」「質保証室規程」における構成員や審議事項の改訂、(3)IR室の独立化を挙げ、一部については今年度より改善に取り組んだが、引き続き取り組む必要がある。次に、第4章教育課程・学習成果に関して、大学院修士課程では、アセスメント・ポリシーに基づき評価した結果、助産コース（修了要件の修得単位数＝61単位）におけるカリキュラムの過密さ、研究時間の捻出の困難さ、が認められた。次年度は、課題研究の位置づけや審査基準の見直しに取り組む。続いて、第5章学生の受け入れでは、大学院修士課程の入学者の専攻分野の偏りが大きく、入学後の選択科目開講に影響を与えている点が課題として挙げられる。各研究指導教員が計画的に院生の募集活動を展開していく必要がある。また、第三期認証評価によって、学部の入試業務過程について第三者評価を導入することを推奨された。次年度、評価体制を整えて今年度の入試過程の評価を依頼する予定である。更に、第6章教員・教員組織でも、第三期認証評価において2点の課題を指摘された。一つ目は、本学では、赤十字の基本理念において「豊かな教養と人間性を備えた国際的に活躍できる」人材の育成を目指しているが、「求める教員像及び教員組織編成方針」において、国際性に関して大学として求める具体的な資質等に関する記載が乏しいこと、二つ目に、「人事委員会」の委員は全て「経営会議」の構

成員であることや、学長が含まれる「経営会議」での審議を経た後、教授会又は研究科委員会で報告・審議していることなどについては、教員人事の体制・手続としてふさわしいか検討が必要であること、である。この2点について、次年度、改善に取り組む。最後に、第10章大学運営・財務に関して、第三期認証評価にて、「大学としての意思決定の後に教授会で意見を求めるプロセスを経ている事柄が見受けられ、意思決定機関とその他の機関との連関が不明瞭な点がある」また『教授会規程』で、『教授会は学長が決定を行うにあたり意見を述べるものとする』機関であると規定されていることから、『経営会議』による学長決定事項に対し教授会で意見できるとする現状の運用は、規程との齟齬が生じており、規程の趣旨に沿っているとはいいがたいため、改善が求められる」と、組織内の意思決定プロセスの適切性について指摘があった。次年度、改善に取り組む。次年度は、今年度明らかとなった改善点に取り組み、より質の高い教育の提供を目指していきたい。

自己点検・評価委員会
委員長 倉岡有美子